

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【事業年度】 第14期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社国際協力銀行

【英訳名】 Japan Bank for International Cooperation

【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 天川 和彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 財務部長 西崎 隆太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 財務部長 西崎 隆太郎

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日	自 2025年 4月1日 至 2026年 3月31日
連結経常収益	(百万円)	313,480	659,923	1,133,061	1,028,875	882,794
連結経常利益	(百万円)	17,391	156,518	63,265	82,683	136,413
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	17,299	156,585	62,342	86,306	136,977
連結包括利益	(百万円)	175,661	31,243	12,575	151,436	122,618
連結純資産額	(百万円)	2,902,967	2,949,394	2,985,025	3,245,922	3,699,255
連結総資産額	(百万円)	18,429,429	20,157,883	21,657,108	20,464,753	20,445,967
1株当たり純資産額	(円)	1.54	1.50	1.44	1.47	1.43
1株当たり当期純利益	(円)	0.00	0.08	0.03	0.04	0.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	15.75	14.63	13.78	15.77	17.97
連結自己資本利益率	(%)	0.58	5.35	2.10	2.78	3.97
連結株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	66,110	411,380	306,770	132,526	634,039
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	25,412	11,064	24,483	18,374	6,074
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	38,116	77,670	23,053	91,027	330,800
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	727,871	1,205,858	946,624	923,500	626,336
従業員数	(人)	803	814	841	874	886

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。
- また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
- なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
経常収益	(百万円)	309,943	657,216	1,123,950	1,023,236	876,751
経常利益	(百万円)	14,771	159,877	63,811	83,688	137,053
当期純利益	(百万円)	14,774	159,890	62,934	83,704	137,067
資本金	(百万円)	2,023,800	2,108,800	2,211,800	2,332,800	2,702,800
発行済株式総数	(千株)	1,873,800,000	1,958,800,000	2,061,800,000	2,182,800,000	2,552,800,000
純資産額	(百万円)	2,897,414	2,937,797	2,979,929	3,224,596	3,671,930
総資産額	(百万円)	18,423,753	20,146,000	21,651,336	20,441,603	20,416,417
貸出金残高	(百万円)	14,759,174	15,587,788	16,423,476	15,414,487	15,656,959
有価証券残高	(百万円)	323,829	336,939	336,319	301,469	343,732
1株当たり純資産額	(円)	1.54	1.49	1.44	1.47	1.43
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益	(円)	0.00	0.08	0.03	0.04	0.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	15.73	14.58	13.76	15.77	17.99
自己資本利益率	(%)	0.50	5.48	2.13	2.70	3.97
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	795	809	831	857	866
株主総利回り	(%)	-	-	-	-	-
最高株価	(円)	-	-	-	-	-
最低株価	(円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向について、当行は、株式会社国際協力銀行法(2011年法律第39号。以下「当行法」という。なお、本有価証券報告書における当行法についての記述は、本有価証券報告書提出日現在有効な規定に従って記載しております。)第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していないため、記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除して算出してあります。

4. 株価収益率、株主総利回り、最高株価及び最低株価について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んであります。

また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。

なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

当行は、当行法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務（以下「旧日本公庫JBIC」という。）が同公庫から分離され、日本政府が全株式を保有する政策金融機関として2012年4月1日に設立されました。駐留軍再編促進金融業務については、2012年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。また、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、当行の機能を強化するものとして、2016年5月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立しております。同法律における関連規定が施行されたことを受け、同年10月1日に、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を開始しております。また、日本の国際競争力の維持・向上に資する日本のサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進、ウクライナの復興を支援するため、当行の機能を強化するものとして、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立しております。また、昨今の国際情勢の急速な変化等を踏まえ、日本政府が経済安全保障上重要な海外事業の支援を強化するため、当行の機能を拡充すべく「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が2026年6月に可決・成立しております。

なお、参考として、旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行及び旧日本公庫JBICの沿革についても記載しております。

年月	事項
2011年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、2012年4月1日に日本政策金融公庫から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が分離することが決定
2012年4月	
2012年9月	
2012年11月	
2016年5月	
2016年10月	
2017年6月	
2023年4月	
2026年6月	

（参考）

旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行、旧日本公庫JBICに係る沿革

年月	旧日本輸出入銀行に係る事項	年月	旧海外経済協力基金に係る事項
1950年12月	日本輸出入銀行設立 日本輸出入銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	1961年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
1952年4月			
年月	旧国際協力銀行に係る事項		
1999年4月	「国際協力銀行法」が公布		
1999年10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)		
2006年11月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立		
2007年9月	「国際協力銀行法」の改正法が施行(「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定)		
2008年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、国際金融等業務につき株式会社日本政策金融公庫に統合、「国際協力機構法」に基づき、海外経済協力業務につき国際協力機構に統合		
年月	旧日本公庫JBICに係る事項		

2007年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
2008年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 当行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、日本政策金融公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継
2010年 4月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2026年3月31日現在、当行、子会社11社及び関連会社17社から構成されており、当行は当行法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（目的）

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン、行動原則）

当行は、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」、「コーポレート・スローガン」、「行動原則」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

・行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を恐れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

（業務の内容）

当行は、その目的を達成するため、当行法その他の法令により定められた業務について、以下を主要な業務として遂行しております。

- （1）輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保（注）を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証。

（注）他の先進諸国においても公的輸出信用を利用しプラント等の輸出を政府が支援しております。

- （2）輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に

関し保証制度を活用。

- (3) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証。
- (4) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証。
- (5)ブリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資。
- (6) 出資：海外において事業を行う日系合弁企業や日本企業が業務提携のために出資する外国企業等、日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資。
- (7) 調査業務：上記の業務に必要な調査。

(経理の特徴)

(1) 区分経理

当行は、一般業務及び特別業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理を行うこととされております(当行法第26条の2)。

また、当行が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することとなります(当行法第4条及び第33条)。

(2) 剰余金処分及び国庫納付

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており(当行法第31条第1項)、

0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないとされております(同条第2項)。

当行の剰余金は上記以外の方法をもって配当その他の処分を行ってはならないとされております(同条第5項)。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当行の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております(当行法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

監督

財務大臣は、当行を、当行法等の定めるところに従い監督し、当行に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(当行法第38条)。また、財務大臣は、必要があると認めるときは、当行(業務等を委託した法人を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当行を検査させることができます(当行法第39条)。

また、財務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

役員の選任及び解任等

当行の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(当行法第6条第1項)。また、当行の代表取締役の選定及び解職の決議についても、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(同条第2項)。

定款の変更の決議

当行の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(当行法第41条第3項)。

合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当行を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに当行の解散については、当行が独自に決定することはできず、法律によって定められることとなっております(当行

法第42条)。

(3) 財務面の関与

予算及び決算

(イ) 予算

当行の予算は、政府関係機関予算として、財務大臣に提出され、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(当行法第16条、第19条)。また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、外国為替資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます(当行法第17条)。

(ロ) 決算

当行は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告書とともに、財務大臣に提出することとされております(当行法第26条)。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録(以下「貸借対照表等」という。)の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して財務大臣に提出することとされており、決算報告書は財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され(当行法第27条)、会計検査院の検査を経て国会に提出され(当行法第28条、第29条)。

政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当行は、政府から借入れをすることができます(当行法第32条)。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(1946年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当行の社債に係る債務又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができます(当行法第35条第1項)。

借入金及び社債発行等の制限

当行は、各事業年度、社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております(当行法第33条第4項)。

当行の短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府からの借入金及び社債の元本額の合計は、当行の資本金及び準備金の合計額の10倍を超えてはならない(社債の借換えに必要な場合は除く。)こととされています(当行法第33条第6項、第7項)。

出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に出資することができます(当行法第4条)。

検査

(イ) 会計検査院の検査

当行に対しては、会計検査院法(1947年法律第73号)第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 財務大臣の検査

当行に対しては、財務大臣による検査が行われます(当行法第39条)。

(ハ) 金融庁の検査

当行に対しては、金融庁による検査が行われます。財務大臣は、当行法第39条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

4【関係会社の状況】

(2026年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出 資金	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合 (%) (注2) (注3)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 JBIC IG Partners	東京都 千代田 区	250 百万円	その他事業 (投資助言 代理業)	51.00 (-) [-]	3 (3) (注4)	-	-	-	-
Russia-Japan Investment Fund,L.P.	英国領 ケイマ ン諸島	9,039 百万露ル ーブル (注1)	その他事業 (投資業)	- (-) [100.00]	-	-	-	-	-
JB Nordic Fund I SCSp	ルクセ ンブル ク大公 国セナ ンゲル ベル	101 百万ユー ロ (注1)	その他事業 (投資業)	100.00 (100.00) [-]	-	-	-	-	-
NordicNinja Fund SCSp	ルクセ ンブル ク大公 国セナ ンゲル ベル	91 百万ユー ロ (注1)	その他事業 (投資業)	100.00 (100.00) [-]	-	-	-	-	-
その他 4社	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法適用関連 会社) IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. (注5)	アメリ カ合衆 国デラ ウェア 州	1,260 百万米ド ル (注1)	その他事業 (投資業)	- (-) [-]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 関係会社で決算日が12月31日のものについては、2025年12月31日現在の状況を記載しております。
2. 関係会社で組合形態のものについては、「議決権の所有割合」欄には業務執行権の所有割合を記載しております。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 業務執行権の所有割合は100分の20未満であります。実質的な影響力を持っているため関連会社としております。
6. 当行グループの持分法適用の関連会社であったIFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.は、清算結了したことにより、当連結会計年度から持分法適用関連会社から除外しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

< 第5期中期経営計画（2024～2026年度） >

国際社会は、ロシアによるウクライナ侵略、先進国とグローバルサウスの関係性の大きな変化、サプライチェーンの再構築やエネルギー・食料問題を含む経済安全保障の確保、インフレと債務コスト増等の国際金融環境の変化といった歴史的・構造的課題や変化に直面し、世界情勢は不確実性を増しています。また、気候変動問題への対処は、引き続き国際社会の喫緊の課題ですが、脱炭素化社会の実現と持続可能な経済成長の両立にあたっては、革新的な技術によるブレークスルーが必要不可欠となっています。

当行はこうした諸課題の解決に向けて、今般、2024～2026年度を対象とする第5期中期経営計画を策定しました。本中期経営計画では、“Navigate toward and Co-create a Valuable Future”を取組のテーマとし、日本と世界、官と民をつなぐ政策金融機関として、特別業務等の独自のリスクテイク機能・国際金融への知見を駆使し、民間資金の動員も行いつつ、世界の課題解決を先導し、未来を共に創っていくことを目指します。本取組のテーマも踏まえ、以下のとおり、4つの重点取組課題、11の具体的な取組目標を定めております。また日米政府間の合意に基づく取組を日本政府と密に連携して推進するために、新たな重点取組課題として「日米戦略的投資イニシアティブに基づく取組の推進」を、2026年4月1日に追加しました。

重点取組課題	持続可能な未来の実現		
取組目標	カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献		
	再生可能エネルギー、省エネルギー、水素・アンモニア、カーボンリサイクル燃料、蓄電池、資源循環（サーキュラーエコノミー）、次世代モビリティ、省エネ建築物、エネルギー転換及び二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCS/CCUS）等に関する事業へのファイナンスを通じ、世界のグリーン・トランスフォーメーション（GX）に向けた取組や、各国のカーボンニュートラルへの多様な道筋を踏まえたエネルギー・トランジションに向けた取組を支援		
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績
案件の承諾件数	104	38	31
取組件数	39	19	24
取組目標	ホスト国との協働による社会課題解決への貢献		
	医療環境の整備（病院・医療機器・医療ネットワーク）、レジリエントな基礎インフラの整備（上下水道、交通インフラ、防災、地方電化・分散型電源、情報通信）、衛生環境の向上（廃棄物処理・再生利用）、自然資本の保全・回復（海洋プラスチック対策等）、食糧安全保障の確保（フードバリューチェーン）など、持続可能な成長に向けたホスト国の社会課題解決に資する事業を支援		
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績
案件の承諾件数	39	21	11
取組件数	16	7	12
取組目標	サステナビリティ経営の責任ある実行		
	気候変動問題を中心とするサステナビリティに関する先駆的取組の推進		
	広範なサステナビリティ関連事項（例：自然資本・人権・ジェンダーなど）の先端的動向の調査・分析と発信		
	気候変動関連のリスク管理（移行リスク・物理リスク）やサステナビリティ関連情報開示・発信を含む取組の高度化		
	2025年度の実績		
	<p>投融資ポートフォリオのネットゼロ追求に関し、電力・エネルギーセクターに係るセクター別方針策定に向けた試行的な運用を開始。また、運輸・鉄鋼セクターについても準備・検討を進めた。削減貢献量の策定方法等に係る検討も進捗。</p> <p>外部会議・フォーラムにてトランジションファイナンスや循環経済等のサステナビリティ関連の対外発信を行うとともに、統合報告書にて本行初のTNFD開示を行う等、サステナビリティ関連情報の開示・発信を推進。</p>		

重点取組課題	我が国産業の強靱化と創造的変革の支援														
取組目標	<p>我が国のエネルギー安全保障の確保、国益に資する バリューチェーン/サプライチェーン強靱化及び先端的産業基盤への支援</p> <p>我が国のエネルギー安全保障の確保に資するエネルギー案件、海外向け設備投資・輸出案件を含む我が国企業のグローバルなバリューチェーン/サプライチェーンの強靱化に資する案件、ベースメタルやクリティカルミネラルズ等の鉱物資源の権益確保・輸入に係る案件等への支援を通じ、我が国産業の強靱化を支援</p> <table border="1" data-bbox="268 338 1375 465"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年通期目標</th> <th>2025年度目標</th> <th>2025年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件の承諾件数</td> <td>79</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>取組件数</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>				3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績	案件の承諾件数	79	30	34	取組件数	29	14	18
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績												
案件の承諾件数	79	30	34												
取組件数	29	14	18												
取組目標	<p>革新的技術・事業の展開支援</p> <p>スタートアップ企業へのファイナンスやバリューアップの取組及び商業化・実用化へ向けた我が国企業による投資案件、技術・事業化リスク等に着目した案件、先端技術・事業の確保を念頭に置いた我が国企業によるM&A案件や株式会社JBIC IG Partnersが組成するファンドを通じた出資案件などへのファイナンスを通じ、我が国産業の創造的変革を支援</p> <table border="1" data-bbox="268 707 1375 835"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年通期目標</th> <th>2025年度目標</th> <th>2025年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件の承諾件数</td> <td>40</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>取組件数</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2025年度の実績</p> <p>主要VCとのネットワーキング構築や多数のディールソーシングを経て、日本発のスタートアップ企業4社に投資実行。また、投資先企業の事業価値向上に向けて、事業フェーズに応じた支援を実施。</p>				3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績	案件の承諾件数	40	14	9	取組件数	19	9	6
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績												
案件の承諾件数	40	14	9												
取組件数	19	9	6												
取組目標	<p>グローバルに活躍する中堅・中小企業の海外展開支援</p> <p>地域金融機関等の民間金融機関との連携強化や情報発信を通じ、グローバルに活躍する中堅・中小企業を支援</p> <table border="1" data-bbox="268 1111 1375 1238"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年通期目標</th> <th>2025年度目標</th> <th>2025年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件の承諾件数</td> <td>180</td> <td>61</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>取組件数</td> <td>90</td> <td>20</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>				3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績	案件の承諾件数	180	61	93	取組件数	90	20	33
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績												
案件の承諾件数	180	61	93												
取組件数	90	20	33												
重点取組課題	戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供														
取組目標	<p>我が国の対外経済政策の構築・実現に貢献する案件への支援</p> <p>日米豪や日米豪印戦略対話（QUAD）を含む多国間連携、ウクライナ・周辺国復興支援、グローバルサウスとの連携強化、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）など、時代の趨勢に応じて変化する我が国の対外経済政策の構築・実現に貢献する取組を支援</p> <table border="1" data-bbox="268 1480 1375 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年通期目標</th> <th>2025年度目標</th> <th>2025年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件の承諾件数</td> <td>53</td> <td>31</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>取組件数</td> <td>54</td> <td>21</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>				3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績	案件の承諾件数	53	31	17	取組件数	54	21	28
	3年通期目標	2025年度目標	2025年度実績												
案件の承諾件数	53	31	17												
取組件数	54	21	28												
取組目標	<p>戦略的な情報分析を通じた独自のソリューションの提供</p> <p>情報収集・分析機能の発揮を通じた、対外発信の強化や当行業務・戦略の高度化</p> <p style="text-align: center;">2025年度の実績</p> <p>米国の政治経済情勢、経済安全保障を取り巻く環境変化等につき調査・分析の上、顧客企業等への情報提供を推進。また、日本企業の海外投資アンケート（GLOBE）の対外発信を強化するとともに、これを活用することを通じたネットワーク拡充も実施。</p>														

	<p>重点取組課題 価値創造に向けた組織基盤の強化・改革</p> <p>取組目標 人的資本経営の実践 組織課題を見据えた新たな人材戦略の策定・導入 役職員の能力が最大限発揮できる組織運営を行う人的資本経営の確立</p> <p style="text-align: center;">2025年度の実績</p> <p>職員のエンゲージメントの更なる向上を念頭に、人事制度面の課題抽出のため、職員ヒアリングを実施し施策検討の上、順次実施。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく本行行動計画の一環として、女性活躍の環境整備・勤務体制の柔軟化浸透及び有給休暇の取得促進・両立支援の充実化等に関する理解醸成に係る職員フォーラムを開催し、課題や施策に係る議論を進め、施策も順次実施。</p> <p>取組目標 DXによる業務効率化・業務推進基盤の整備 IT基盤の更なる強化や、業務の不断の見直しと先端技術（生成AI等）の活用のベストミックス・アジャイルな推進による業務効率化の実現と業務推進基盤の整備</p> <p style="text-align: center;">2025年度の実績</p> <p>生成AIツール（Microsoft Copilot等）利用に係る体制整備や行内研修を行うとともに、文字起こしツールの全行展開を開始するなど、業務効率化に係る取組を推進。また、主要な行内システムの更新・改善に向けた取組も継続。</p> <p>取組目標 エンゲージメントの高い組織づくり・組織の基盤強化と安定・効率的運営 経営主導の具体的な組織変革を通じたエンゲージメントの高い組織づくり 価値創造を支える組織の根幹業務の強化と安定的・効率的運営</p> <p style="text-align: center;">2025年度の実績</p> <p>我が国が経済・国家安全保障上利益を得られるような、強靱なサプライチェーンの構築等に係る案件を支援することを目的とした日本戦略投資ファシリティを創設。また、中東欧地域における活動を強化すべく、ワルシャワ駐在員事務所を新たに開設。加えて、日米戦略的投資イニシアティブに係る対応に向けた体制整備も推進。</p> <p>重点取組課題Ⅴ 日米戦略的投資イニシアティブに基づく取組の推進</p> <p>取組目標 日米戦略的投資イニシアティブに基づく取組の推進 JBICの有する機能・知見を駆使し、日本政府と密に連携しつつ日米戦略的投資イニシアティブに基づく取組を推進する。</p>
--	--

(参考) <経営諮問・評価委員会の評価>

各目標の達成度合いを総合した重点取組課題ごとの評価は、社外の有識者及び社外取締役より構成される経営諮問・評価委員会において決定されます。2025年度事業運営計画(中期経営計画において設けた個々の指標について、各年度に取り組むべき目標を設定したもの)に対する経営諮問・評価委員会の評価は以下のとおりです。

国際協力銀行(JBIC)は、第5期中期経営計画において、4つの重点取組課題の下に11の取組目標を置き、目標達成に取り組んでいる。2年目となる2025年度は、日米戦略投融資に関し、前例のない経緯やスキームを伴う取組に多大なリソースを割きながら、日本の国益に資するよう対応の最適化を図った。これと共に、グローバルにその他の案件をコミット額含め十分に推進した年度として、組織全体の取組を高く評価。かかる認識の下、重点取組課題毎の評価は以下のとおり。不確実性が一層高まる中、日米対応に加えて、エネルギー安全保障や経済安全保障の確保等、多岐に亘りJBICへの期待が大きく高まっている。JBICには、予算や人的リソースを一層充実化させ、役職員のエンゲージメントにも配慮して業務に取り組んでいくことを期待する。

重点取組課題 : 日米戦略投融資への対応にリソースを割いた影響が大きく生じた中、トルコ向けGREENや米国向け廃棄物発電案件など次年度に繋がる案件組成を着実に進めながら、米国での低炭素アンモニア製造・販売案件、ウズベキスタンでの太陽光発電及び蓄電案件、印でのバイオ燃料製造・発電案件といったホスト国のGXや社会課題解決に資する案件に加え、アルゼンチンでの炭酸リチウム開発案件に係る特定外国法人向け融資といったJBICならではの案件に取り組んだことを高く評価。

重点取組課題 : 我が国産業の強靱化は、リチウムイオンバッテリー用有機溶媒や送配電網整備に必要な変圧器の製造事業に加え、中東のLNGプロジェクトや原油輸入案件、米国における鉄鋼会社の買収や天然ガス事業者の買収といった我が国の経済安保・サプライチェーン強靱化に資する案件に取り組む中で承諾件数目標を達成したことを評価。創造的変革の支援は承諾件数目標には届かなかったが、核融合実証実験案件といった特徴的な案件に加え、日本発のスタートアップ企業4社に投資実行したことを評価。

重点取組課題 : 地政学的情勢や海外投資アンケートに係る発信強化に加え、AZEC推進、TICAD9やCOP30の機会を捉えたアフリカ・ブラジルでの案件組成・連携強化、ウクライナ周辺国支援に資するFSRU案件など、JBICならではの政策的重要性の高い案件に取り組んだことを評価。

重点取組課題 : 日米戦略投融資への機動的な対応に向け、戦略投融資室の立ち上げに合わせ広範囲の分野毎に知見を活かしつつ対応できる人員を捻出しながら体制を整備するとともに、所要の予算を確保するなど、組織基盤の整備を迅速に進めたことに加え、中東欧地域での活動強化へ向けたワルシャワ駐在員事務所の開設、強靱なサプライチェーンの構築に資する案件支援を目的とした日本戦略投資ファシリティの創設といった取組を進めたことを高く評価。

<ウクライナ侵略に伴う対ロシア制裁について>

当行は、我が国企業による海外事業展開や資源確保等を支援する観点からロシア向けに出融資保証業務を実施してまいりました。こうした中、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受けて、日本政府を含む各国政府等は対ロシア制裁を実施しており、これを受けてロシア政府からは大統領令等の対抗措置が実施されております。また、これによって、市場環境等の変化も生じております。このような状況を踏まえ、当行としても、各国政府等による制裁やこれを受けたロシア政府の対抗措置の動向を注視しつつ対応を進めております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。文中の将来に関する事項は、当行が有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般に関する取組

現在、国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こうした課題を踏まえ、当行は、2021年にESGポリシーを、2023年には人権方針を策定・公表してきており、2024年6月に公表した第5期中期経営計画の重点取組課題の一番目の柱として、「持続可能な未来の実現」を掲げました。当該重点取組課題のもと、カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現やホスト国との協働による社会課題の解決に積極的に貢献していきます。組織面では、第5期中期経営計画に基づき、サステナビリティに関する先駆的取組の推進等を通じた「サステナビリティ経営の責任ある実行」に加え、人的資本経営の実践、エンゲージメントの高い組織づくり等に取り組んでいきます。

また、当行は、日本企業及び国際経済社会のGX・SDGs推進に向けた取組を積極的に支援し、その取組の成果をステークホルダーに対して適切に開示・公表するなど、当行としてのサステナビリティ推進体制の強化を図っていきます。

当行は、これまで培ってきたステークホルダーとの関係や海外ネットワーク、政策金融機関としてのリスクテイク機能を生かし、第5期中期経営計画等における取組を推進することにより、中長期ビジョンとして掲げる「日本の力で未来を築く羅針盤」としての役割を果たすことを目指し、グローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

ガバナンス

当行では、気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会などによる監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会（2026年6月付で「統合リスク管理・ALM委員会」に名称変更）などで議論されます（下表参照）。

当行は、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として2022年6月に設置した、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会及びサステナビリティ統括部を中心に、気候変動対応を含むサステナビリティの実現に向けた取組推進（サステナビリティ推進）を実施しています。

当行は、こうしたサステナビリティ推進体制のもと、日本企業及び国際経済社会のGX・SDGs推進に向けた取組への積極的な支援や、ステークホルダーに対する取組成果の適切な開示・公表などを通じ、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

(イ) 取締役会の役割

取締役会は当行のサステナビリティ推進の基本方針や取組状況を監督する役割を担っています。気候変動を含むサステナビリティ推進に関する課題を経営上の重要事項として捉え、取締役会において議論し、経営戦略やリスク管理に反映しています。

また、取締役会には、気候変動関連ファイナンスの取組状況などが定期的に報告され、報告された内容に対し適切に監督する態勢を構築しています。

さらに、2022年6月に取締役会の諮問機関として設置されたサステナビリティ・アドバイザリー委員会は、社外の有識者により構成され、気候変動対応を含めサステナビリティ推進に関して取締役会が諮問する事項について助言を行っています。

(ロ) 経営会議の役割

経営会議は取締役会からの授権に基づき気候変動対応を含む事業の執行を担っています。

サステナビリティ委員会においては、経営会議からの授権に基づき、サステナビリティ推進に関する方針を含む重要事項を審議し、サステナビリティ推進の状況や国内外の動向について報告を行っています。そのうち、審議事項については随時、経営会議へ報告され、必要に応じ経営会議での審議・決定を経て、取締役会へ付議・報告が行われます。

また、統合リスク管理委員会においては、取締役会や経営会議で決定した基本方針などに基づき、統合リスク管理や信用リスク管理など（気候関連リスクを含む）に関する重要事項が審議・決定され、必要に応じて経営会議・取締役会に報告されます。



戦略

当行はESGポリシーにおいて「サステナビリティの実現に向けた取組方針」を掲げ、第5期中期経営計画を含む、経営方針として当行のサステナビリティに係る取組を取り纏め公表しています。第5期中期経営計画ではサステナビリティに関する重点課題として、気候変動・自然資本の観点を含む「持続可能な未来の実現」や、人的資本の観点を含む「価値創造に向けた組織基盤の強化・改革」を掲げております。

「持続可能な未来の実現」では、カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現やホスト国との協働による社会課題の解決に資する事業にかかる資金需要の増大をサステナビリティ推進に伴う機会と認識しており、これらの事業に対する支援を強化していきます。また、当行は、世界の温室効果ガス(GHG)削減及び我が国の脱炭素化に向けた新たなエコシステムの形成に貢献するため、2021年10月に策定した「JBICグリーンボンドフレームワーク」に基づき、グリーンボンドを発行しています。「価値創造に向けた組織基盤の強化・改革」では、多様な職員が能力を最大限発揮できるような組織運営へ向けた取組を進めます。気候変動関連の戦略は下記「(2)気候変動対応への取組」を、人的資本関連の戦略は、下記「(3)人的資本、多様性に関する取組」をご参照ください。

リスク管理

当行のリスク管理態勢においては、リスク・アドバイザー委員会の監督のもと、執行側の統合リスク管理委員会やALM委員会(2026年6月付で「統合リスク管理・ALM委員会」に名称変更)などにおいて、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといったリスクカテゴリーに基づき総合的に評価しております。気候関連リスクや人的リスクを含むサステナビリティに関するリスクも、かかるリスク管理態勢の一環としてこれらの委員会において認識・評価・管理しています。

指標及び目標

当行は、「戦略」の項目で記載しているとおり、第5期中期経営計画において定めた取組目標である「カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献」「ホスト国との協働による社会課題解決への貢献」のもと、脱炭

素化や社会課題解決に向けた取組に関する目標を設定しています。かかる目標の詳細については上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。案件の承諾件数及び取組件数を指標として、第5期中期経営計画の対象期間である3年間の通期目標とともに、各年度の目標を設定のうえ、経営会議において、達成状況等をモニタリングしています。

第5期中期経営計画における気候変動関連の指標及び目標は下記「(2) 気候変動対応への取組」を、人的資本関連の指標及び目標は下記「(3) 人的資本、多様性に関する取組」をそれぞれご参照ください。

(2) 気候変動対応への取組

本項は、TCFDのフレームワークを踏まえたものです。

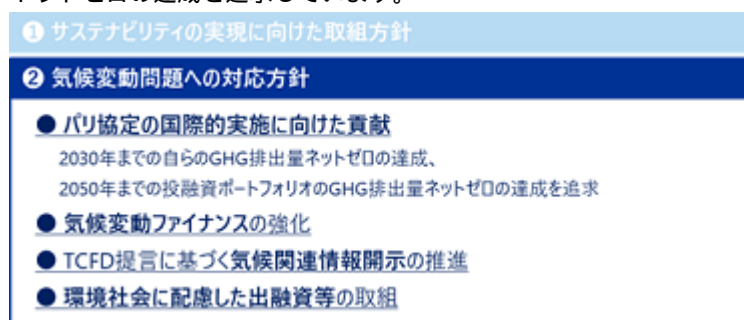
ガバナンス

ガバナンスに関しては、上記「(1) サステナビリティ全般に関する取組」をご参照ください。

戦略

(イ) ESGポリシー（気候変動問題への対応方針）

当行は、2021年10月にESGポリシーを公表し、その中で「気候変動問題への対応方針」を掲げました。本方針の下、日本及び国際経済社会の健全な発展に貢献する公的金融機関として、日本政府の方針などに基づき、気候変動関連ファイナンス等を通じて金融面から積極的に支援しています。また、パリ協定の国際的な実施に向けた貢献として、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、そして2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。



(ロ) カーボンニュートラル実現に向けたトランジションに係る考え方

気候変動問題への対応は国際経済社会にとって喫緊の課題であり、パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要です。民間資金を動員しつつ、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていくことが求められるところ、当行は、カーボンニュートラル実現に向けたGXや、脱炭素社会への移行に必要な事業・技術転換、新技術の確立に係るイノベーションなどに伴う資金需要の増大を、気候変動に伴う機会と認識しています。

また、世界全体でのカーボンニュートラルの達成は、持続可能な経済成長の追求と両輪で取り組むべき課題です。当行は、パリ協定の国際的な実施に向け、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。このためには、持続可能な脱炭素社会への多様な道筋を支援しながら、実体経済の脱炭素化の着実な実現に貢献することが肝要です。こうした認識の下、当行は今後も日本政府の方針などを踏まえつつ、第5期中期経営計画の下、政策金融機関としての長期的かつ戦略的なリスクテイク機能や、ホスト国政府などとの継続的なエンゲージメント、海外の政府機関・国際機関などとの連携などを活かして、エネルギー移行に資する案件形成を初期段階から支援し、多様なファイナンスで脱炭素化の取組を後押ししていきます。

なお、当行では、国際的な化石燃料エネルギー部門への新規支援については、1.5 目標やパリ協定の目標への整合性を確認するなど日本政府の方針に則って適切に対応するとともに、排出削減措置のない石炭火力発電案件への支援を停止しています。

リスク管理

当行は、気候変動に関するリスク（気候関連リスク）への対応の重要性を認識し、2023年に気候関連リスクに関する管理方針を定めました。同方針に基づき、気候関連リスクの認識・評価・管理の態勢整備を行っています。

(イ) リスク管理態勢

当行では、気候関連リスクは、今後の地球環境変化や社会動向次第で発現する形や影響範囲が異なるフォワード

ルッキングなリスクであり、長期的・俯瞰的視点をもって対処する必要があるリスクであること、また特徴として、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどの各リスクカテゴリーに関連するリスクドライバーであり、広範な波及経路で様々な時間軸で顕在化する可能性があるリスクであると認識しています。

こうした認識の下、当行では気候関連リスクについて、上述（１）の当行のリスク管理態勢を通じた取組に加えて、統合リスク管理の枠組みにおいてトップリスク（リスクが顕在化した場合に当行にもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象）に指定の上、気候変動に関する社会・規制動向や化石燃料案件などを取り巻く環境変化・案件動向のモニタリングなどにより包括的に管理を行っています。

また、当行の業務特性やポートフォリオの特徴に照らした重要度を定性的に評価した結果、当行では特に信用リスク（与信先の業績悪化などに伴う与信関係費用の増加）の重要性が高いことを認識し、優先的にリスク管理の態勢整備を進めています。

具体的な信用リスク管理の取組として、当行では与信先の移行リスク及び物理的リスクのシナリオ分析に取り組んでいます。また、TCFD提言の銀行向け補足ガイダンスにおいて与信集中度の開示が推奨されている炭素関連資産を含むセクターのうち、当行与信額が相対的に大きいセクターである「電力」「エネルギー」「運輸」「鉄鋼」の４セクターを、重点的に気候関連リスクを把握する「重点管理セクター」に指定しています。

各リスクカテゴリーで想定される気候変動リスク事象と時間軸

		リスク事象例	気候変動リスク	時間軸
信用		炭素関連産業を中心に与信先の収益減少や炭素関連負担による業績悪化に伴う与信コストの増加	移行	中～長期
		異常気象による与信先の業績悪化や担保毀損に伴う与信コストの増加	物理的（急性）	短期
		長期的な気候変化による与信先の業績悪化や担保毀損に伴う与信コストの増加	物理的（慢性）	中～長期
市場・流動性		急激な移行や自然災害発生による、金融市場・コモディティ市場の混乱、それに伴う金融商品時価やコモディティ価格の変動	移行・物理的（急性）	短～中期
		移行リスクへの対応遅延に伴う風評悪化による資金調達コストの増加	移行	短～長期
オペレーショナル	有形資産	自然災害による本店や支店等の損害発生	物理的（急性）	短期
	風評	気候変動問題への取り組み不足や情報開示対応遅れ等による風評悪化	移行	短期

（ロ）シナリオ分析

当行では、気候変動が当行のポートフォリオに将来にわたって与える影響を評価するために、移行リスク・物理的リスクのそれぞれについて、TCFD提言に沿う形で主に気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System、略称：NGFS）の気候シナリオを用いたシナリオ分析を実施しています。

移行リスクにおいては、厳しい規制とイノベーションの進展により、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を1.5 に抑え、2050年頃には二酸化炭素排出ゼロを達成する世界観を前提に、主にNGFSによるNet Zero 2050シナリオ（1.5 未満シナリオ）を用いて2050年までの影響に関する分析を行いました。分析対象は、GHG排出量と当行与信額の２つを勘案し選定しました。具体的には、上述（イ）の「重点管理セクター」に属する国内外コーポレート与信先のうち大口与信先、炭素関連のプロジェクトファイナンス案件のうち、特に与信額の大きい与信先、及び政策金融機関としての特徴から外国政府向け与信が多いことを踏まえて、脱炭素社会への移行の影響を受けやすい特徴を持つ大口のソヴリン与信先を分析対象としました。

物理的リスクにおいては、急性リスクである高潮・河川洪水・暴風・干ばつ・熱波・森林火災、及び慢性リスクである気温上昇・海面上昇を分析対象ハザード（気候災害）とし、現在実施されている政策のみが維持され物理的リスクが高まる世界観を前提に、主にNGFSのCurrent Policiesシナリオ（３ 上昇シナリオ）を用いて2050年までの影響に関する分析を行いました。分析対象は、当行与信ポートフォリオの特徴を考慮し、ソヴリン与信先、海外事業法人、及びグローバルのプロジェクトファイナンス全件としました。

移行リスク及び物理的リスクのシナリオ分析の結果、案件ごとの特性も踏まえつつ、適切な債権管理を実施するとともに、各国政府や与信先各社との対話・エンゲージメントを継続することや、脱炭素化に向けた取組が計画どおりに行われるようにGXファイナンスなどを通じた支援を実施することの重要性を確認しています。シナリオ分析は、気候変動が当行のポートフォリオに将来にわたって与える影響を評価し、気候変動に関する様々な将来の状態に対するリスク管理の柔軟性やレジリエンスを高めるために今後も活用していく方針です。より有効な活用を目指し、今後も分析手法やデータ活用方法の改良に向けた不断の取組を行っていきます。

当行では、気候関連リスク・機会を評価・管理し、ネットゼロ実現を目指すために、ESGポリシーに基づくGHG排出量及び第5期中期経営計画に基づく「カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献」に適用案件の承諾・取組件数を指標として設定しています。中期経営計画の指標に関しては、各年度の目標を設定のうえ、経営会議において、達成状況等をモニタリングしたうえで取締役会へ報告され、戦略の実施状況に対する監督が行われています。

(イ) 気候変動関連ファイナンス

当行は、第5期中期経営計画において定めた取組目標「カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献」のもと、当該目標に適用案件の承諾件数及び取組件数を指標として、第5期中期経営計画の対象期間である3年間の通期目標とともに、各年度の目標を設定のうえ、経営会議において、達成状況等をモニタリングしています。

< 気候変動関連ファイナンスの目標と実績 >

	2025年度実績（括弧内は目標）	3年間（通期）目標
案件形成に係る取組件数	24件（19件）	39件
承諾件数	31件（38件）	104件
承諾案件における協調融資総額（保証を含む）	36,325億円	-

(ロ) 石炭火力発電案件への取組

当行では、化石燃料案件については、1.5 目標やパリ協定の目標への整合性を確認するなど日本政府の方針に則って適切に対応するとともに、ホスト国政府などとの継続的なエンゲージメント、海外の政府機関・国際機関などとの連携などを実施しているほか、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。

石炭火力発電PF案件の残高（貸出残高及び保証残高を含む）は、2026年3月末時点で1兆2,303億円（当行出融資・保証残高の約7%）となっており、これについては2040年代初頭にゼロを見込んでいます。

(ハ) 温室効果ガス（GHG）排出量

当行では、気候関連リスク・機会を評価・管理するための指標としてGHG排出量の計測についての分析・検討を進めています。

自らのGHG排出量削減に向けた取組

当行は2021年10月に策定したESGポリシーの下、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。

当行の自らのGHG排出量（2024年度）は下表のとおりです。2024年度より、海外駐在員事務所を算定の対象に加えしました。今後も、Scope 1（自社の直接排出）及びScope 2（他社から供給された電気や熱・蒸気の使用に伴う間接排出）におけるGHG排出量の削減策の検討・実施を進めていきます。

計測項目	2024年度（t-CO2）	[参考]2023年度（t-CO2）	目標
GHG排出量（注）	902.1	275.9	2030年ネットゼロ
Scope 1	338.3	186.8	
Scope 2	563.8	89.1	

（注）集計範囲は本店、大阪支店、経団連オフィス、研修会館、システムバックアップセンター、海外駐在員事務所（2023年度は集計範囲外）です。

Scope 1はガソリン、軽油及び都市ガスを集計しています。

Scope 2は電気（マーケット基準）を集計しています。

GHG排出量の算定には、Scope 1は算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧の排出係数を、Scope 2は電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）及び国際エネルギー機関の定める国別排出係数を使用しています。

投融資ポートフォリオのGHG排出量について

当行は気候変動対策における金融機関の役割の大きさを認識し、ESGポリシーの下、パリ協定の国際的な実施に向け、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。

現在、投融資ポートフォリオについては、当行の業務や取組状況の特徴などを踏まえたGHG排出量の試行的算定を進めています。今後も、2050年ネットゼロの達成に向けて、算定・モニタリング範囲の分析・検討を継続していきます。

(3) 人的資本、多様性に関する取組

当行は近年、オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドワークを継続的に推進しつつ、電子化を中心とした情報基盤整備と業務効率化、グループアドレスの導入等のオフィス・テレワーク環境整備、Learning Management System導入等のリモート環境下での人材育成強化、自律的なキャリア形成・能力開発支援、職員の心身の健康増進、男性育休の普及を含む育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の諸施策に取り組んできました。

現在は、第5期中期経営計画において「人的資本経営の実践」を掲げ、役職員が能力を最大限発揮できる組織運営を目指し、引き続き制度面の整備に取り組むと共に、職員一人ひとりがやりがいを感じながら前向きに仕事ができるような環境づくり、エンゲージメントの高い組織づくりに取り組んでいます。

<人材育成方針>

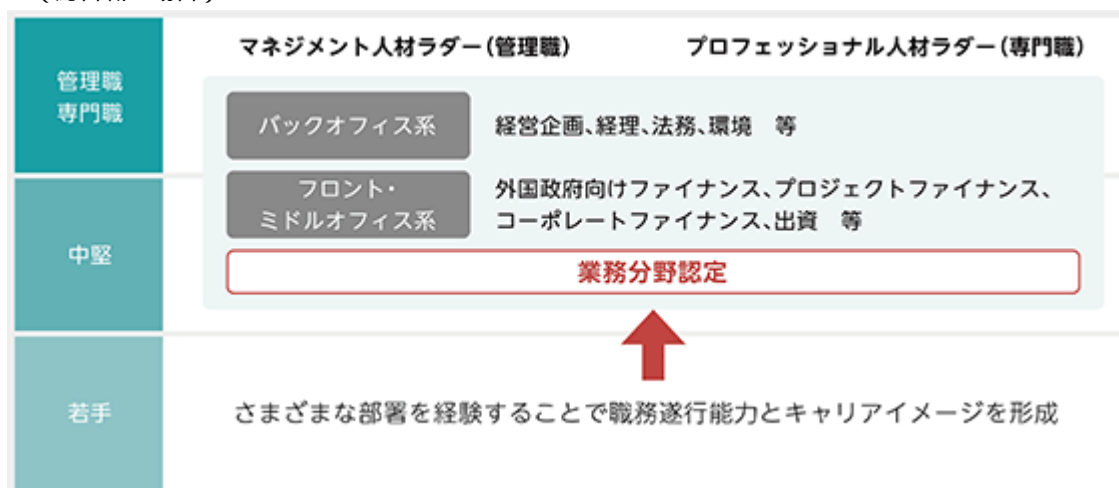
<多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成方針>

わが国及び国際経済社会の発展に貢献する組織として、グローバル化が進む中でますます多様化・高度化するニーズに応え、付加価値を創造していくため、同質なジェネラリスト育成ではなく、職員個々の強みや適性に着目して、早い段階から意識的にハードスキルとソフトスキルを開発し、その後のキャリアパスも見据えて、継続的に強化していくことを人材開発・育成の方針としています。

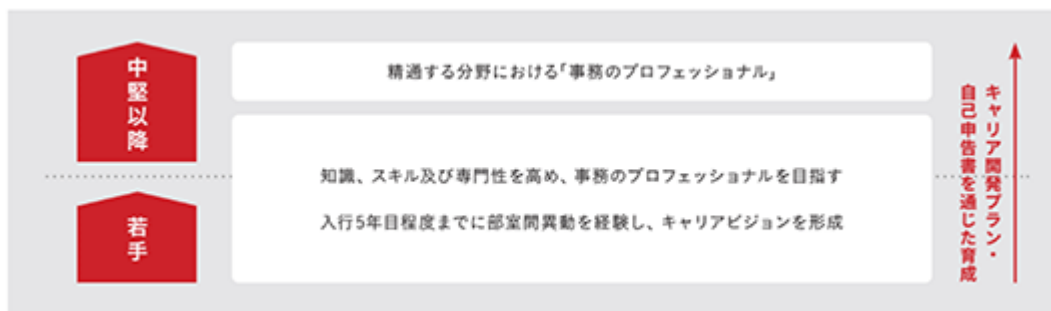
総合職に関しては、2019年度に、専門性の高度化や個々の職員のキャリアパスの明確化の観点から「業務分野認定」制度を導入し、2020年度から運用を開始しています。また、2020年度には、キャリアパス選択の幅の拡大や高度な専門性を有する職員の人材の育成を行う観点から、従来の組織マネジメントの職責を担う「マネジメント人材ラダー」に加え、「プロフェッショナル人材ラダー」を新設しました。上記方針を実現するため、職員の中長期的なキャリア開発プランを策定する「人材開発審議会」や毎年上司との間で能力開発方針について協議する「能力開発協議」などの場において職員と十分な対話を図り、また、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」も実施し、その内容を職員本人にフィードバックする等、個々人のキャリア開発を促す仕組みを導入しています。

専門性の高い事務のプロフェッショナルを人材像とする業務職については、専門性の強化とライフステージを考慮した中長期的な人材育成に向けて、キャリア開発プラン(CDP)を導入しています。キャリア開発シートを作成し、それに基づき上長と協議することを年間サイクルで実施するローリングプランです。比較的頻繁な異動を伴わない職系であることから、所属部門・部室における中長期的観点での人材育成を重視し、職員本人と直属の上長との対話を基本とする仕組みの中で、上長による職員本人の意向把握及び育成・指導を行いつつ、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」を実施し中長期キャリアプランについて協議、職員本人にフィードバックしています。

(総合職の場合)



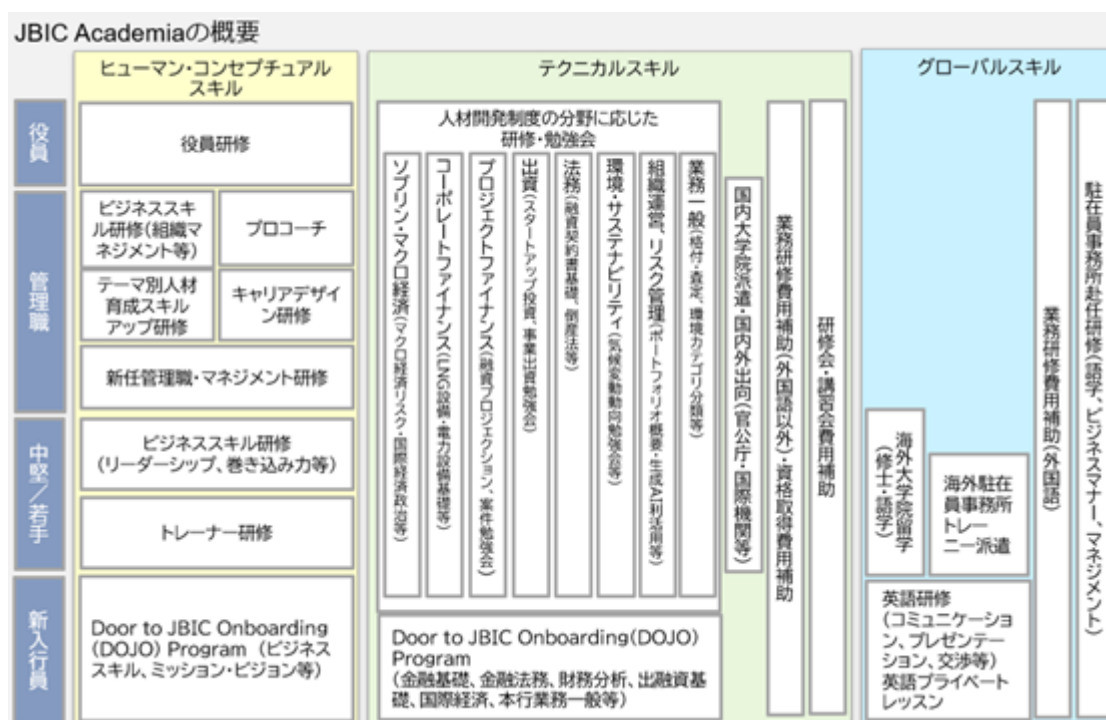
(業務職の場合)



< 研修体系～金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に向けて～ >

当行では、多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成のため、研修体系の整備を進め、2023年4月より新たな研修体系として、下記の「JBIC Academia」を創設しました。これは役職員間の「学び」と「教え」と「コミュニケーション」を育む研修制度であり、そのコンセプトを「Be your own compass」と定めています。「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。～Navigate toward and Co-create a Valuable Future～」という中長期ビジョンの下、JBIC Academiaを通じて、役職員一人ひとりが自ら学びたいものを学び、互いに教え合い、そして日本の力で未来を築く「羅針盤」として、それぞれの当行におけるキャリアを切り拓き、活躍・成長していく、そんな想いをこめたコンセプトです。

JBIC Academiaでは、これまでの研修を3つのFacultyに再編成し、新入行員から役員に至るまで、ヒューマン・コンセプトualスキル、テクニカルスキル、グローバルスキルの各Facultyにおいて、海外職務経験、ファイナンスや言語などの知見、ビジネス・マネジメントスキルなどを幅広く習得できるよう、多様な研修を設定しています。加えて、地経学、各国マクロ経済、環境社会関連、個別の出融資事例など、さまざまな分野で社内勉強会を開催する等を通じて、金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に取り組んでいます。また、学習教材のオンデマンド化並びに自律的なキャリア形成及び能力開発支援の実現に向けて、2023年4月よりITツールのLearning Management System (LMS) も導入しています。



< JBIC Academiaについて >

ヒューマン・コンセプチュアルスキル

国際ビジネスの最前線で活躍することに加え、当行の将来の経営幹部人材を育成するため、各階層において必要となるスキルの習得（新入職員：論理的思考力等、中堅：巻き込み力等、管理職：リーダーシップ及び組織マネジメント等）や、人材育成能力の強化を進めています。

テクニカルスキル

業務を遂行するにあたって必要となるさまざまな専門知識（ソブリン/マクロ経済、コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス、出資、法務、環境・サステナビリティなど）について研修・勉強会を実施しているほか、業務上必要な専門知識の習得のために、他の機関が行っている研修等を受講した際、その費用を補助しています。また、業務上必要な資格取得に関する費用の補助も実施しています。

職員が志向する専門性に応じて、業務に関連する経済学、経営学、公共政策、法律等の知識の習得を目的とした海外・国内の大学院（注1）への派遣をしています。また、国際機関（注2）、民間銀行の海外拠点等への一部公募制による出向に加え、外交・経済政策を担う官公庁への出向を行っています。

（注1）海外大学院：ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学、コロンビア大学、ロンドン・ビジネス・スクール、ケンブリッジ大学等

（注2）国際機関：世界銀行、国際金融公社等

グローバルスキル

新人・若手職員はプライベートレッスンや集合研修を通じて英語力を集中的に強化するほか、総合職の新人・若手職員には海外駐在員事務所などで数カ月間のトレーナー研修を積む機会があります（2025年度の派遣実績：男性職員12人、女性職員13人）。

業務に関連する外国語（英語以外も含む）の習得を促進するため、授業料や受講料等の費用の一部を補助しているほか、海外大学院・出向に加えて特殊語学の語学学校にも派遣をしています。

<多様で優れた人材の活躍を後押しするサポート体制>

当行では、上記のJBIC Academiaを活用したOFFJT(Off the Job Training)に加えて、現場で経験を積むことを通じて、目指すべき専門性を意識したキャリアパスを設定するOJT(On the Job Training)を実施しています。業務経験を本格的にスタートさせる新卒入行職員と、後述のとおり継続的に採用を強化しているキャリア採用職員の双方とも組織に早期に定着し自律的に活躍できるよう、OJTにおいて、新卒入行職員にはトレーナー（業務上の育成指導役）、キャリア採用職員にはメンターが一人ひとりつくことでサポートしています。また、職員の育成を目的とした上司との定期的な対話機会である1on1ミーティング等を通じて少人数組織ならではの“面”での育成サポートを強化しています。

<社内環境整備方針>

<多様な働き方の推進>

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方を可能にするため、育児・介護等と仕事を両立する職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設け、育児・介護ハンドブックの配布、上司や人事室との育児・介護面談、両立支援制度の全職員向け定期発信等を行っています（下表参照）。

このような取組を通じ、当行は、子育てサポート企業として「くるみん」（2025年度に3度目の認定）、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的な認証を取得しています。

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の下、職員の誰でも育児に参画し、仕事と不安なく両立できる環境の整備として、両立支援セミナー・座談会、管理職向け育児・介護に係る理解促進のための研修等、就学児を子に持つ職員等へのサポート体制の拡充を実施しました。また、男性の育児休業取得率を毎年度80%とする目標を掲げ、男性職員の育児休業等促進に向けた制度の拡充や男性育休取得のための研修等を行っており、実際に2025年度の男性の育児休業等の取得割合は83.3%となっています（なお、男性の育児休業等と育児目的の休暇の取得割合は108.3%）。



<柔軟な働き方を可能にする環境の整備>

柔軟性の高い時差出勤制度やテレワーク制度、有給休暇とは別枠の夏季休暇（5日間）等を整備しています。当行職員の有給休暇取得率80%を目標として掲げ、実際に2025年は達成する等（2025年実績：80.9%）、連続休暇の取得促進や有給休暇取得奨励日の設定をはじめとして、職員に対して有給休暇の着実な取得を呼びかけるとともに、定期的な取得状況の周知を行う等の取得しやすい職場環境づくりを進めています。

職員のテレワーク時のネットワーク改善を図るとともに、オフィス出社時に職員がより快適な環境で高い生産性を発揮できるようオフィス環境の改善を進めているほか、ハイブリッドワーク下において職員間のコミュニケーションを活性化するため、様々なテーマでの座談会イベント等を実施しています。

<多様な人材の活躍>

女性活躍推進法に基づく行動計画にて、当行における管理職に占める女性職員の割合を2027年7月末までに15%以上とする目標を掲げ（2026年3月末現在11.6%）、育児・介護等と仕事との両立支援の拡充や柔軟な働き方を可能にする環境の整備を進めるとともに、社外研修への派遣等を通じて、女性職員のキャリア形成意識醸成に取り組んでいます。また、同計画にて、当行における総合職新卒採用者に占める女性の割合を毎年度50%目途とし積極的な採用を進めている（2025年度実績46%、2026年度56%（予定））ほか、海外の駐在員事務所や出向先で活躍する女性職員も増加しています（2026年3月末時点の総合職職員に占める海外滞在者の割合：男性16%、女性12%）。

加えて、専門人材を含むキャリア採用にも注力しており、2026年3月末時点で、総合職のうち、管理職に占めるキャリア採用者の割合は約2割、非管理職では約3割を占めているほか、2025年度の正規雇用労働者のキャリア採用比率は28%となっています。

<心身の健康を増進するための職場環境の整備>

職員のメンタルヘルスケアのため、ストレスチェックテストの実施に加え、定期的なニュースレターの配信、外部カウンセリング相談窓口の設定、セルフケア・ラインケア研修の実施を行っています。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為は、人権を侵害し職場環境を害する行為として、一切これを禁じています。内部・外部受付窓口のほか、ハラスメント問題に特化した外部相談窓口を設置し、問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる処置を取っています。ハラスメントを防止する取組として、毎年全役職員を対象とする研修及びe-learningを実施しています。

<エンゲージメントの高い組織づくり>

当行では、時代や環境に即応し、価値創造していくため、経営主導の具体的な組織変革を通じて、役職員の能力

を最大限発揮できるエンゲージメントの高い組織づくりに取り組んでおり、第5期中期経営計画においても重点的課題の一つとして掲げています。毎年職員意識調査を通じて、組織のエンゲージメントの状態を可視化するとともに、より職員が働きがいと成長実感を持てるよう、課題抽出と不断の向上策の検討・実施を進めています。

3【事業等のリスク】

当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当行は、当行法により、政府が当行の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1 企業の概況 3 事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当行の業務運営は国の政策に基づき行われており、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当行の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

経済対策等への対応による影響について

当行は、2025年10月、新たに「日本戦略投資ファシリティ」を創設し、我が国が経済・国家安全保障上利益を得られるような強靱なサプライチェーンの構築等に係る案件の支援に取り組むとともに、2025年9月26日に閣議決定された「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づき、先進国向けの輸出金融及び先進国事業に対する投資金融につき対象分野を拡充しております。

また、2025年9月、日米両政府は、経済安全保障の強化及び持続可能な成長の実現を目的として、日本による総額5,500億ドル規模の対米投資を柱とする投資イニシアティブに関する了解書を取り交わしました。当行は、本イニシアティブに関する対応の実施に向けて、2025年11月にインフラ・環境ファイナンス部門に戦略投融資室を新設し、2026年5月、同室を改組する形で、日米戦略投融資部門及び日米戦略投融資部を新設しました。

更に、2026年5月、当行は「日本戦略投資ファシリティ」の下で「『アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ』に係る迅速かつ安全な取引のための金融支援ウインドウ（以下「パワー・アジアウインドウ」という。）」を創設・開始しました。パワー・アジアウインドウは、2026年4月の「エネルギー強靱化に関するアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）+オンライン首脳会合」において日本政府が発表した「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」の一環で実施するものであり、現在の中東情勢の影響を踏まえ、エネルギーや重要物資のサプライチェーンの強靱化等に資する案件を支援するものです。また、「日本戦略投資ファシリティ」へのパワー・アジアウインドウ創設・開始に伴い、「パワー・アジアウインドウ」以外の案件に適用される「日本戦略投資ウインドウ」を創設・開始しています。

なお、出資の分野では、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）を踏まえ、2013年2月26日に創設した海外展開支援出資ファシリティを実施しております。

当行は、2023年4月14日に公布、2023年10月1日に施行された「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」を踏まえ、スタートアップ投資体制を強化すべく、スタートアップ投資戦略を策定しました。また、これを受けて、2024年10月1日にスタートアップ投資委員会を新設しました。当行は、スタートアップ投資戦略に基づく投資活動や投資先の支援を通じて、日本発スタートアップの海外展開や海外スタートアップと日本企業の協業等を支援し、日本のスタートアップ・エコシステムの育成に資することを目指します。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当行の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

法的規制等について

当行は、会社法及び当行法に基づく特殊会社であり、その運営においては当該法律及び関連法令等の規制を受けております。また、当行を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに当行の解散については、会社法の規定にかかわらず、当行が独自に決定することはできず、別に法律において定めることになっております。したがって、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当行の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫との連帯債務について

当行の成立時までに株式会社日本政策金融公庫が発行した社債については、分離後の当行及び同公庫が連帯し

て債務を負い、当該社債の保有者は、当行及び同公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(2) 各業務におけるリスクについて

当行は、政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、各業務においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当行の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当行の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行では、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとにリスク管理を行っており、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

信用リスク

出融資保証等の業務を行っている当行においては、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

当行では、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行の公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスクを評価しております。

信用リスク管理においては、与信決定に当たっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を行っており、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度を整備し、個別与信の判断等に利用しております。また、資産自己査定により、その資産の特徴を適切に査定結果に反映し、適時の与信管理を行い、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという当行のローン・ポートフォリオの特徴等を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスクの計量化を行い、与信管理に活用しております。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

なお、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢による影響については、下記「(3) ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢に関するリスク」に記載しております。

市場リスク

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されております。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当行は、ALMにより為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等においてリスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行って

おります。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

具体的には、以下の対応を推進することにより、為替リスク及び金利リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

(為替リスク)

当行では、外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクを原則としてフルヘッジする方針をとっております。

(金利リスク)

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

() 円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

() 外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

また、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢による影響については、下記「(3) ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢に関するリスク」に記載しております。

流動性リスク

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な手段で実施しており、流動性リスクは限定的と考えます。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていますが、今後の状況によっては市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

また、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢による影響については、下記「(3) ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢に関するリスク」に記載しております。

オペレーショナルリスク

当行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクとして、当行は、以下に掲げる事務リスク、システムリスク及び情報セキュリティリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスク(有形資産リスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク)を負っております。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を行っており、オペレーショナルリスク事象の未然防止や再発防止に努めておりますが、不測の事態等により、それに応じた損失が発生する可能性があります。

(事務リスク)

当行は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当行は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(情報セキュリティリスク)

当行では、情報管理を含む情報セキュリティに関する内部規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。しかしながら、サイバー攻撃、その他の不正アクセス、コンピュータウイルス感染等により、情報の流出、システム機能の停止等が生じ、それに対応するための費用や情報の流出に起因する損害賠償の負担等の損失を被るリスクを負っております。

(3) ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢に関するリスク

当行は、我が国企業による海外事業展開や資源確保等を支援する観点からロシア向けに出融資保証業務を実施して参りました。こうした中、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受けて、日本政府を含む各国政府等はロシアへの経済制裁等の各種措置を講じており、これによって、市場環境等の変化も生じております。また、2026年2月の米国・イスラエルによるイラン攻撃後、ホルムズ海峡の通行に支障が生じるなど中東情勢に混乱が生じており、原油や石油製品等のサプライチェーンは、世界的に影響を受けております。

このような状況を踏まえ、当行としても、ロシア関連の与信先や中東情勢の影響を受ける与信先について、債務者区分判定の過程で当該措置が与信先の事業や債務履行に与える影響を精査し、個別に信用リスクへの影響を評価することを通じて、こうした国際情勢の影響を貸倒引当金に反映する等、各国政府等による制裁動向を注視しつつ対応を進めております。現時点では未確定な要素もありますが、上記事象に関連して、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。また、今後の状況によって市場の混乱又は不測の事態等が生じた場合には、市場リスク等に起因する損失を被る可能性や資金調達費用が増加する等の可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、生産、受注及び販売の状況は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

財政状態及び経営成績の状況

国際社会は、ロシアによるウクライナ侵略や米国及びイスラエルによるイラン攻撃等の中東情勢の不安定化、インフレ・債務コスト増等による国際金融環境の不安定化、エネルギー・食料問題を含む経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築、各国の選挙結果を踏まえた政策変更・貿易摩擦リスク拡大といった歴史的・構造的な変化と課題に直面し、国際情勢は不確実性が一層拡大しております。気候変動問題への対応は、引き続き国際社会の喫緊の課題となる中、多国間主義の後退とともに、脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立には、革新的技術によるブレークスルーが不可欠な状況です。グローバルサウス諸国は、分断と対立ではなく協調の国際社会を実現するためのパートナーであるとの認識のもと、我が国政府は、2024年6月11日にグローバルサウス諸国との連携強化推進会議において「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」を決定しており、今後、官民一体で諸課題に対応していくべき局面にあります。

我が国経済は、企業を中心に緩やかな回復基調を続けていますが、食料品を中心とした物価上昇により、引き続き個人消費は力強さを欠いています。賃金と物価の好循環がようやく回り始め、定着しつつある中で、こうした経済への逆風を乗り越え、コストカット型の経済から脱却しつつあります。かかる中、我が国政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版訂版」（いずれも2025年6月13日閣議決定）を公表するとともに、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「『強い経済』を実現する総合経済対策」（2025年11月21日閣議決定）を策定しました。

かかる中、当行は、当行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（1）日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、（2）日本の産業の国際競争力の維持及び向上、（3）地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、（4）国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対応、の4つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

これらの業務を遂行するに当たり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展（ひら）きます。」を掲げています。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の3つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

こうした理念を踏まえつつ、当行は2024年6月に、2024年度～2026年度を対象とする第5期中期経営計画を策定致しました。本中期経営計画では、重点取組課題として、「持続可能な未来の実現」、「我が国産業の強靱化と創造的変革の支援」、「戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供」、「価値創造に向けた組織基盤の強化・改革」を設定し、取組を進めております。

当行は、2025年9月26日に閣議決定された「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づき、先進国向けの輸出金融及び先進国事業に対する投資金融につき対象分野を拡充したほか、2025年10月1日に開始した「日本戦略投資ファシリティ」を活用し、我が国が経済・国家安全保障上利益を得られるような強靱なサプライチェーンの構築等に係る案件の支援に取り組んでいます。

また、2025年9月、日米両政府は、経済安全保障の強化及び持続可能な成長の実現を目的として、日本による総額5,500億ドル規模の対米投資を柱とする投資イニシアティブに関する了解書を取り交わしました。当行は、本イニシアティブに関する対応の実施に向けて、2025年11月にインフラ・環境ファイナンス部門に戦略投融資室を新設し、2026年5月、同室を改組する形で、日米戦略投融資部門及び日米戦略投融資部を新設しました。

更に、2026年5月、当行は「日本戦略投資ファシリティ」の下でパワー・アジアウインドウを創設・開始しました。パワー・アジアウインドウは、2026年4月の「エネルギー強靱化に関するアジア・ゼロエミッション共同

体（AZEC）+ オンライン首脳会合」において日本政府が発表した「アジア・エネルギー・資源供給力強化パートナーシップ」の一環で実施するものであり、現在の中東情勢の影響を踏まえ、エネルギーや重要物資のサプライチェーンの強化等に資する案件を支援するものです。また、「日本戦略投資ファシリティ」へのパワー・アジアウインドウ創設・開始に伴い、「パワー・アジアウインドウ」以外の案件に適用される「日本戦略投資ウインドウ」を創設・開始しています。

加えて、このほかにも、2023年に公布・施行された「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」において、当行の業務について、日本企業のサプライチェーンや海外事業に必要な基盤を支える外国企業を事業開発等金融の対象に追加、日本企業が物資を海外で引き取る場合も輸入金融の対象に追加、日本企業のサプライチェーン強化のための海外事業資金を国内向け貸付けの対象に追加、海外事業を行う国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等を業務に追加、特別業務の対象分野に資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を追加、保証の対象に国際金融機関を追加するといった機能強化がなされたことを受けた業務も展開しております。スタートアップ投資については、スタートアップ投資戦略を策定し、2024年10月1日にスタートアップ投資委員会を新設の上、投資業務を実施しております。

上記の取組の結果、当連結会計年度の当行の出融資保証等承諾実績は、2兆7,521億円となりました。セグメント区分ごとの当連結会計年度の経営成績並びに当行グループの財政状態及び経営成績の状況の概要につきましては、以下のとおりとなりました。

〔一般業務〕

「持続可能な未来の実現」におけるカーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献の取組として、ウズベキスタンにおける太陽光発電及び蓄電事業や、米国における低炭素アンモニアの製造・販売事業、ブラジルにおける低炭素アルミニウム製造事業に対する融資を行いました。また、ホスト国との協働による社会課題解決への貢献の取り組みとして、インドにおけるバイオ燃料製造・発電事業及び自動車産業のサプライチェーン強化及びEVインフラ整備案件に対する融資を行いました。

「我が国産業の強化と創造的変革の支援」における我が国のエネルギー安全保障の確保、国益に資するバリューチェーン/サプライチェーン強化及び先端的産業基盤への支援の取組として、アルゼンチンにおけるリチウム生産事業や、米国において製鉄事業を行う企業の買収案件、米国におけるリチウムイオン電池用有機溶媒の製造事業に対する融資を行いました。革新的技術・事業の展開支援の取組として、カナダにおける核融合実証実験事業向け融資に加えて、米国等のディープテック分野のアーリーステージ・スタートアップ企業に投資を行うファンドへの出資を行いました。また、グローバルに活躍する中堅・中小企業の海外展開支援では、グローバルサウス等の各国において、現地通貨建て融資も活用しつつ、地域金融機関とも連携しながら、積極的な支援を行いました。

「戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供」における我が国の対外経済政策の構築・実現に貢献する案件への支援の取組として、ウクライナにおける3Dプリント義足等の製造・販売事業及び養豚用システム・設備の製造・販売事業や、ポーランドにおけるFSRU備船事業向け融資に加えて、ポーランドの政府系金融機関が日本で発行するサムライ債の一部取得を行いました。

経営成績につきましては、当連結会計年度は上記取組等を通じ、貸出金利息等の資金運用収益7,780億円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比1,437億円減少し、8,813億円となりました。一方、借入金利息及び社債利息等の資金調達費用6,544億円等を計上した結果、経常費用は、同1,968億円減少し、7,452億円となりました。結果、経常利益は、同530億円増加し、1,361億円となり、特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同499億円増加し、1,366億円となりました。

〔特別業務〕

特別業務の関係では、スタートアップ投資戦略に基づき、産業変革及びサステナビリティに関連するスタートアップ企業に対する出資を複数行いました。

経営成績につきましては、当連結会計年度は、貸出金利息等の資金運用収益1,490百万円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比2,403百万円減少し、1,555百万円となりました。一方、資金調達費用337百万円等を計上した結果、経常費用は、同3,080百万円減少し、1,257百万円となりました。結果、経常利益は、前連結会計年度比676百万円増加し、297百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同676百万円増加し、297百万円となりました。

〔当行グループ〕

当行グループは、当連結会計年度末時点において、一般業務及び特別業務のみから構成され、業務規模では一

般業務が大宗を占めていることから、当行グループの経営成績等の状況の概要は、一般業務に近いものとなっております。

経営成績につきましては、当連結会計年度は、貸出金利息等の資金運用収益7,795億円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比1,460億円減少し、8,827億円となりました。一方、借入金利息及び社債利息等の資金調達費用6,547億円等を計上した結果、経常費用は、同1,998億円減少し、7,463億円となりました。結果、経常利益は、同537億円増加し、1,364億円となり、特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同506億円増加し、1,369億円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、貸出金及び支払承諾見返等が増加したものの、現金預け金が減少したこと等により、前連結会計年度末比187億円減少した結果、20兆4,459億円となりました。主な内訳は、貸出金15兆6,569億円、支払承諾見返1兆4,496億円、現金預け金2兆1,402億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、支払承諾等が増加したものの、社債が減少したこと等により、同4,721億円減少した結果、16兆7,467億円となりました。主な内訳は、借入金8兆7,676億円、社債5兆2,716億円、支払承諾1兆4,496億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、資本金が増加したこと等により、同4,533億円増加した結果、3兆6,992億円となりました。主な内訳は、資本金2兆7,028億円、利益剰余金1兆2,583億円となっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増により支出額が増加したこと等により、前連結会計年度比5,015億円支出が増加し、6,340億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が減少したこと等により、同123億円収入が減少し、60億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入が増加したこと等により、同2,397億円収入が増加し、3,308億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、同2,971億円減少し、6,263億円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

〔一般業務〕

経営成績につきましては以下のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少したものの、借入金利息及び社債利息の減少等により資金調達費用も減少したことにより、前連結会計年度比69億円増加し、1,236億円の黒字、役員取引等収支は、同6億円増加し、172億円の黒字、その他業務収支は、同399億円増加し、365億円の黒字となり、連結粗利益は、同475億円増加し、1,774億円の黒字となりました。これから営業経費305億円を控除した結果、連結実質業務純益は、同465億円増加し、1,469億円の黒字となりました。更に、以下の「経営成績等に重要な影響を与える要因」に記載のとおり、与信関係費用が221億円増加したものの、有価証券関連の利益（有価証券利息配当金、株式等償却を除く。）が306億円増加したこと等により、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同499億円増加し、1,366億円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、貸出金及び支払承諾見返等が増加したものの、現金預け金が減少したこと等により、前連結会計年度末比128億円減少した結果、20兆1,165億円となりました。主な内訳は、貸出金15兆6,521億円、支払承諾見返1兆4,496億円、現金預け金1兆8,261億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、支払承諾等が増加したものの、社債が減少したこと等から、4,656億円減少した結果、16兆7,464億円となりました。主な内訳は、借入金8兆7,676億円、社債5兆2,716億円、支払承諾1兆4,496億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、資本金が増加したこと等により、同4,528億円増加し、3兆3,701億円となりました。主な内訳は、資本金2兆3,745億円、利益剰余金1兆2,578億円となっております。

経営成績等に重要な影響を与える要因

3 [事業等のリスク] (2) 信用リスクに記載のとおり、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因となります。

当連結会計年度の与信関係費用は、前連結会計年度比221億円増加し、420億円の繰入れとなりました。主な要因は、当連結会計年度において、一般貸倒引当金が310億円の戻入れ、特定海外債権引当勘定が88億円の戻入れとなった他、償却債権取立益75億円を計上したものの、大型案件の債務者区分下方遷移等により個別貸倒引当金が882億円の繰入れとなったこと、株式等償却12億円を計上したことによるものです。なお、当連結会計年度末時点で、総与信残高17兆2,472億円に対して、銀行法及び金融再生法に基づく債権は5,355億円となり、不良債権比率3.11%となりました。

また、個別出資先の財務状況等により、当行の当該出資に係る有価証券関連損益は大幅に変動する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因になります。

当連結会計年度の出資に係る有価証券関連損益（上記の株式等償却は除く。）は、前連結会計年度比282億円増加し、405億円の利益計上となりました。主な要因は、当連結会計年度において、連結子会社が保有する有価証券に係る評価損の取込等による株式等売却損26億円を計上したものの、株式等売却益104億円を計上した他、一部の出資先からの有価証券利息配当金70億円、一部の出資先が計上した利益の取込等に伴う組合出資に係る持分損益及び持分法による投資損益を合わせ253億円の利益を計上したことによるものです。

〔特別業務〕

経営成績につきましては、以下のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支は、預け金利息が増加したこと等により資金運用収益が増加した結果、前連結会計年度比645百万円増加し、1,153百万円の黒字、役員取引等収支は、同62百万円減少し、61百万円の赤字、その他業務収支は、同87百万円増加し、0百万円の黒字、連結粗利益は、同670百万円増加し、1,091百万円の黒字となりました。これから営業経費527百万円を控除した結果、連結実質業務純益は、同608百万円増加し、564百万円の黒字となり、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同676百万円増加し、297百万円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、貸出金が減少したこと等により、前連結会計年度末比59億円減少し、3,294億円となりました。主な内訳は、現金預け金3,141億円、貸出金48億円、有価証券102億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、借入金が増加したこと等により、同64億円減少し、2億円となりました。主な内訳は、その他負債2億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、利益剰余金及びその他の包括利益累計額合計が増加したことにより、同4億円増加し、3,291億円となりました。主な内訳は、資本金3,283億円となっております。

経営成績等に重要な影響を与える要因

3 [事業等のリスク] (2) 信用リスクに記載のとおり、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因となります。特別業務においては、期待収益は充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っており、一般業務に比べ相対的に与信関係費用が大きくなる可能性があります。

当連結会計年度の与信関係費用は、前連結会計年度比1,809百万円減少し、270百万円の繰入れとなりました。主な要因は、当連結会計年度において、株式等償却が前連結会計年度比1,894百万円減少し、291百万円の計上となったことによるものです。なお、当連結会計年度末時点で、総与信残高は48億円となりましたが、銀行法及び金融再生法に基づく債権はありません。

また、当連結会計年度において、出資に係る有価証券関連損益（上記の株式等償却を除く。）は、生じておりません。

[当行グループ]

経営成績につきましては、当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比76億円増加し、1,247億円の黒字、役員取引等収支は、同5億円増加し、172億円の黒字、その他業務収支は、同400億円増加し、365億円の黒字となり、連結粗利益は、同482億円増加し、1,785億円の黒字となりました。これから営業経費309億円を控除した結果、連結実質業務純益は、同471億円増加し、1,475億円の黒字となりました。更に、与信関係費用が203億円増加したものの、有価証券関連の利益（有価証券利息配当金、株式等償却を除く。）が306億円増加したこと等により、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同506億円増加し、1,369億円となりました。

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当行グループは、当連結会計年度末時点において、一般業務及び特別業務のみから構成されていることから、当行グループの経営成績等に重要な影響を与える要因は、上記の一般業務及び特別業務に記載の内容と同一となるため、記載を省略しております。また、当連結会計年度において、当行グループに占める業務規模では、一般業務が大宗を占めていることから、一般業務の経営成績等に重要な影響を与える要因が、当行グループに対してより強い影響があるものとなります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度の当行グループのキャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性については、一般業務においては、我が国企業の海外展開支援等を実施するための財務基盤強化を目的とした資金として、政府からの出資金を受け入れているほか、長期・安定的な資金調達として財政融資資金及び政府保証外債などによる資金調達を実施しております。

当行グループの重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(3) 経営成績等の状況に係る数値情報

経営成績の状況

(イ) 一般業務

a. 収支の状況

	前連結会計年度	当連結会計年度
資金運用収支(百万円)	116,610	123,607
資金運用収益(百万円)	983,148	778,066
資金調達費用(百万円)	866,537	654,459
役員取引等収支(百万円)	16,627	17,281
役員取引等収益(百万円)	21,026	21,796
役員取引等費用(百万円)	4,399	4,515
その他業務収支(百万円)	3,409	36,525
その他業務収益(百万円)	796	37,898
その他業務費用(百万円)	4,206	1,373
連結粗利益(百万円) (= + +)	129,827	177,413
営業経費(百万円)	29,473	30,503
連結実質業務純益(百万円)	-	146,909
その他経常収支(百万円)	17,290	10,793
その他経常収益(百万円)	20,119	43,574
その他経常費用(百万円)	37,410	54,368
経常利益(百万円)	83,063	136,116
特別損益(百万円)	2,575	14
税金等調整前当期純利益(百万円)	85,639	136,130
法人税等合計(百万円)	217	123
当期純利益(百万円)	85,421	136,007
非支配株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,264	673
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	86,685	136,680

b. 与信関係費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	20,631	48,305
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	36,025	31,076
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	55,634	88,208
特定海外債権引当勘定(は戻入益) (百万円)	1,022	8,827
貸出金償却(百万円)	-	-
株式等償却(百万円)	11,911	1,238
国債等債券償却(百万円)	-	-
償却債権取立益(百万円)	12,646	7,532
与信関係費用(百万円) (= + + + -)	19,895	42,011

c. 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定(注1)	前連結会計年度	18,644,407	983,143	5.27
	当連結会計年度	16,985,029	778,049	4.58
うち貸出金	前連結会計年度	16,225,156	916,656	5.65
	当連結会計年度	14,830,646	722,921	4.87
うち有価証券	前連結会計年度	148,344	10,195	6.87
	当連結会計年度	151,311	8,024	5.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	1,287,947	54,252	4.21
	当連結会計年度	1,148,238	42,326	3.69
資金調達勘定(注2)	前連結会計年度	15,319,871	866,537	5.66
	当連結会計年度	13,625,037	654,459	4.80
うち借入金	前連結会計年度	8,920,561	337,833	3.79
	当連結会計年度	8,189,577	250,175	3.05
うち社債	前連結会計年度	6,367,686	182,191	2.86
	当連結会計年度	5,416,406	169,143	3.12

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等差入担保金を含む数値であります。

2. 資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

(口) 特別業務

a. 収支の状況

	前連結会計年度	当連結会計年度
資金運用収支(百万円)	508	1,153
資金運用収益(百万円)	1,124	1,490
資金調達費用(百万円)	616	337
役務取引等収支(百万円)	0	61
役務取引等収益(百万円)	124	39
役務取引等費用(百万円)	123	101
その他業務収支(百万円)	87	0
その他業務収益(百万円)	-	0
その他業務費用(百万円)	87	-
連結粗利益(百万円) (= + +)	421	1,091
営業経費(百万円)	464	527
連結実質業務純益(百万円)	-	564
その他経常収支(百万円)	336	267
その他経常収益(百万円)	2,710	24
その他経常費用(百万円)	3,047	291
経常利益(百万円)	379	297
特別損益(百万円)	-	-
税金等調整前当期純利益(百万円)	379	297
法人税等合計(百万円)	-	-
当期純利益(百万円)	379	297
非支配株主に帰属する当期純利益(百万円)	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	379	297

b. 与信関係費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	106	20
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	106	20
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	-	-
特定海外債権引当勘定(は戻入益) (百万円)	-	-
貸出金償却(百万円)	-	-
株式等償却(百万円)	2,186	291
国債等債券償却(百万円)	-	-
償却債権取立益(百万円)	-	-
与信関係費用(百万円) (= + + + -)	2,080	270

c. 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定(注1)	前連結会計年度	39,493	1,124	2.85
	当連結会計年度	168,978	1,490	0.88
うち貸出金	前連結会計年度	21,187	1,118	5.28
	当連結会計年度	11,442	628	5.49
うち有価証券	前連結会計年度	13,521	-	-
	当連結会計年度	9,678	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	2,310	0	0.03
	当連結会計年度	146,271	853	0.58
資金調達勘定(注2)	前連結会計年度	4,362	616	14.12
	当連結会計年度	3,724	337	9.06
うち借入金	前連結会計年度	4,200	0	0.00
	当連結会計年度	3,383	0	0.00
うち社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等
差入担保金を含む数値であります。

2. 資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

財政状態の状況

(イ) 一般業務

a. 貸出金の状況(未残)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸出金残高(百万円)	15,400,591	15,652,156
うち銀行法及び金融再生法に基づく債権 (百万円)	525,505	535,532

(参考) 銀行法及び金融再生法に基づく債権の状況(連結、未残)

当行は銀行法(1981年法律第59号)及び金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(1998年法律第132号))の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(百万円)	-	355
危険債権(百万円)	334,189	353,259
要管理債権(百万円)	191,316	181,916
3月以上延滞債権(百万円)	123,001	148,555
貸出条件緩和債権(百万円)	68,314	33,361
小計(A)(百万円)	525,505	535,532
正常債権(百万円)	16,367,869	16,711,690
合計(B)(百万円)	16,893,375	17,247,222
不良債権比率(A/B×100)(%)	3.11	3.11

貸倒引当金(C)(百万円)	380,621	408,937
引当率(C/A×100)(%)	72.43	76.36

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

業種別貸出の状況（未残・構成比）

種類	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	4,535,990	29.45	4,834,314	30.89
製造業	1,047,798	6.80	1,463,749	9.35
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	200,025	1.30	173,696	1.11
建設業	36,016	0.23	38,464	0.25
電気・ガス・熱供給・水道業	177,756	1.15	201,069	1.28
情報通信業	38,000	0.25	38,010	0.24
運輸業	18,368	0.12	151,561	0.97
卸売・小売業	1,075,813	6.99	1,093,010	6.98
金融・保険業	1,418,695	9.21	1,097,413	7.01
不動産業	416	0.00	337	0.00
各種サービス業	523,067	3.40	576,974	3.69
地方公共団体	-	-	-	-
その他	32	0.00	27	0.00
海外	10,864,601	70.55	10,817,842	69.11
海外円借款、国内店名義現地貸	10,864,601	70.55	10,817,842	69.11
合計	15,400,591	100.00	15,652,156	100.00

（注）「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

国別融資の状況（未残・構成比）

国名	前連結会計年度		国名	当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）		金額（百万円）	構成比（％）
アメリカ	2,831,505	18.39	アメリカ	3,088,029	19.73
オーストラリア	1,117,162	7.25	オーストラリア	1,097,608	7.01
インドネシア	1,012,518	6.57	インドネシア	984,427	6.29
アラブ首長国連邦	968,956	6.29	インド	927,946	5.93
イギリス	905,794	5.88	イギリス	906,183	5.79
インド	819,098	5.32	アラブ首長国連邦	842,925	5.39
アイルランド	633,089	4.11	チリ	668,665	4.27
ブラジル	602,419	3.91	ブラジル	662,326	4.23
チリ	581,805	3.78	アイルランド	581,592	3.72
ベトナム	558,891	3.63	ベトナム	548,034	3.50
その他	5,369,350	34.87	その他	5,344,417	34.14
合計	15,400,591	100.00	合計	15,652,156	100.00

（注）原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

b. 有価証券の状況（未残）

種類	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	310,767	354,598
合計	310,767	354,598

(口) 特別業務

a. 貸出金の状況（未残）

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸出金残高（百万円）	13,895	4,802
うち銀行法及び金融再生法に基づく債権 （百万円）	-	-

(参考) 銀行法及び金融再生法に基づく債権の状況（連結、未残）

当行は銀行法（1981年法律第59号）及び金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（1998年法律第132号））の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（百万円）	-	-
危険債権（百万円）	-	-
要管理債権（百万円）	-	-
3月以上延滞債権（百万円）	-	-
貸出条件緩和債権（百万円）	-	-
小計（A）（百万円）	-	-
正常債権（百万円）	13,920	4,822
合計（B）（百万円）	13,920	4,822
不良債権比率（A/B×100）（%）	-	-

貸倒引当金（C）（百万円）	-	-
引当率（C/A×100）（%）	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

業種別貸出の状況（未残・構成比）

種類	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	-	-	-	-
海外	13,895	100.00	4,802	100.00
海外円借款、国内店名義現地貸	13,895	100.00	4,802	100.00
合計	13,895	100.00	4,802	100.00

（注）「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

国別融資の状況（未残・構成比）

国名	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
イラク	13,332	95.95	4,199	87.46
パラオ	563	4.05	602	12.54
合計	13,895	100.00	4,802	100.00

（注）原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

b. 有価証券の状況（未残）

種類	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	319
その他の証券	7,550	9,896
合計	7,550	10,216

（自己資本比率の状況）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形に即した表示としております。

（参考）

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2026年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4 / 7）	22.36
2. 単体Tier 1 比率（5 / 7）	21.59
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6 / 7）	21.59
4. 単体における総自己資本の額	40,696
5. 単体におけるTier 1 資本の額	39,283
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	39,283
7. リスク・アセットの額	181,971
8. 単体総所要自己資本額	14,557

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の概要は、以下のとおりです。

(1) 設備投資

当行グループは、一般業務において、情報システム関連の設備投資等を実施しました。その結果、設備投資の総額は2,501百万円となりました。

(2) 処分（売却及び除却）した設備

当連結会計年度において重要な設備の処分はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当行グループの主要な設備は、以下のとおりです。

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物	動産	無形固 定資産	その他	合計	従業員 数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）						
当行	本店ほか	東京都千 代田区等	一 般 業務	事務所・ 含宅等	24,966	24,313	7,735	1,875	6,423	2,227	42,576	866

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他の有形固定資産であります。
2. 無形固定資産は、ソフトウェア及びその他の無形固定資産であります。
3. その他は、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定であります。
4. 当行の従業員数については、セグメント別に区分できないため全体の人数を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりです。

(1) 新設・改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当行	本店ほか	東京都千 代田区等	改修等	一般業務	レイアウト変更、 情報システム等	3,405		自己資金		

(2) 売却・除却等

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の売却・除去等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,164,000,000,000
計	5,164,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,552,800,000,000	2,552,800,000,000	非上場	権利内容になんら限定のない当行における標準的な株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	2,552,800,000,000	2,552,800,000,000		

(注) 当行法第3条の規定に基づき、当行の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年3月23日 (注2)	50,000,000,000 10,000,000,000	1,873,800,000,000	50,000 10,000	2,023,800		
2023年3月24日 (注3)	75,000,000,000 10,000,000,000	1,958,800,000,000	75,000 10,000	2,108,800		
2024年3月26日 (注4)	98,000,000,000 5,000,000,000	2,061,800,000,000	98,000 5,000	2,211,800		
2025年3月26日 (注5)	121,000,000,000	2,182,800,000,000	121,000	2,332,800		
2026年3月26日 (注6)	370,000,000,000	2,552,800,000,000	370,000	2,702,800		

(注) 1. 当行では、当行法第4条第3項の規定に基づき、日本政府の出資により増加する資本金又は準備金を第26条の2に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理することとされており、上表については勘定別の表示をしており、取締役会決議を経て各日付にて出資金を受け入れております。

2. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(一般業務勘定) 増加株式数：50,000百万株

(特別業務勘定) 増加株式数：10,000百万株

3. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(一般業務勘定) 増加株式数：75,000百万株

(特別業務勘定) 増加株式数：10,000百万株

4. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(一般業務勘定) 増加株式数：98,000百万株

(特別業務勘定) 増加株式数：5,000百万株

5. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(一般業務勘定) 増加株式数：121,000百万株

6. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(一般業務勘定) 増加株式数：370,000百万株

7. 本書提出日現在の勘定別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金残高 (百万円)
一般業務勘定	2,374,500,000,000	2,374,500	
特別業務勘定	178,300,000,000	328,300	

(5) 【所有者別状況】

(2026年3月31日現在)

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	2,552,800,000,000	-	-	-	-	-	-	2,552,800,000,000	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(6) 【大株主の状況】

(2026年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	2,552,800,000,000	100.00
計	-	2,552,800,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2026年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,552,800,000,000	2,552,800,000,000	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 2,552,800,000,000	-	-
総株主の議決権	-	2,552,800,000,000	-

(注) 議決権の数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

(1) 0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており(当行法第31条第1項)、

(2) 0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないとされています(同条第2項)。

なお、国庫納付につきましては、2025年6月27日に、一般業務勘定において42,041百万円の国庫納付を実施しております。

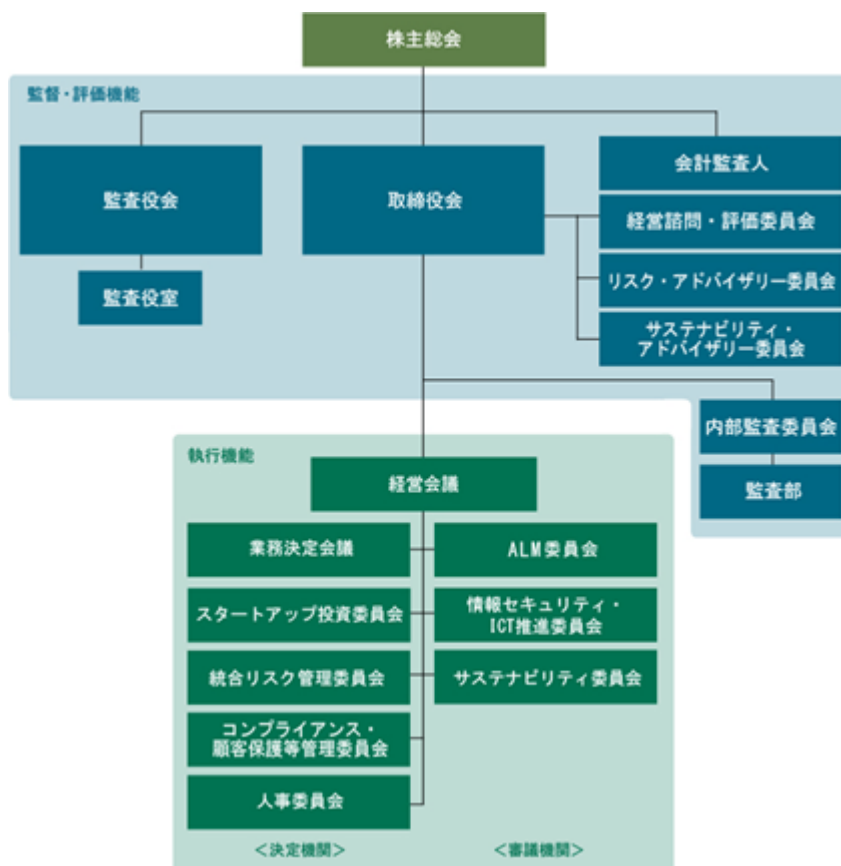
また、当事業年度の決算においては、2026年6月29日に、一般業務勘定において68,385百万円、特別業務勘定において148百万円の国庫納付を実施する予定です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行は、当行法に規定される当行のミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。



国の関与について

当行は、国が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、財務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、財務大臣による検査、財務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しております。

監督・評価と業務執行について

当行は、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から授権を受ける各種の会議・委員会を設置しております。

(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、11名の取締役で構成し、うち3名を非業務執行取締役とし、さらにそのうち2名を会社法に規定する社外取締役としております。非業務執行取締役は当行の代表取締役・業務執行取締役による業務執行の監視、監督を行い、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。

取締役会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度の取締役会は19回開催され、サステナビリティ推進体制の強化等に関するコーポレート・ガバナンス等について議論を行いました。各取締役の出席状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席状況	出席率
林 信光	取締役会19回の全てに出席。	100%
天川 和彦	取締役会19回の全てに出席。	100%
橋山 重人	取締役会19回の全てに出席。	100%
菊池 洋	取締役会19回の全てに出席。	100%
小川 和典	取締役会19回の全てに出席。	100%
内田 誠	取締役会19回の全てに出席。	100%
前田 匡史	取締役会19回のうち18回に出席。	94%
川村 嘉則	取締役会19回のうち18回に出席。	94%
佐々木 摩美	取締役会13回の全てに出席。	100%

(ロ) 監査役会及び監査役

監査役会は、3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としております。社外監査役は、常勤監査役とも連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しております。

(ハ) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の業務及び運営の状況や、当行の経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行っております。

(ニ) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行っております。

(ホ) サステナビリティ・アドバイザリー委員会

サステナビリティ・アドバイザリー委員会は、社外の有識者で構成し、サステナビリティの実現に向けた当行の取組推進（以下「サステナビリティ推進」という。）に関する方針に関して取締役会が諮問する事項等に対して助言を行っております。

(ヘ) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役、取締役会長及び社外取締役で構成し、取締役会の授権に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行っております。

(ト) 経営会議

経営会議は、代表取締役・業務執行取締役及び全常務執行役員で構成し、取締役会の授権に基づき、当行の経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、当行の機動的な業務執行を担います。なお、経営会議から一定の事項の決定権限を授権する機関として以下の会議・委員会に授権しております。

a. 業務決定会議

経営会議の授権に基づき、当行の出融資保証等業務に関する重要事項（スタートアップ投資委員会で決定・審議を行う事項を除く。）の決定・審議を行っております。

b. スタートアップ投資委員会

経営会議の授権に基づき、当行のスタートアップ投資戦略の下で実施する出資等業務に関する重要事項の決定・審議を行っております。

c. 統合リスク管理委員会

経営会議の授権に基づき、当行の統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

d. コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の授権に基づき、当行のコンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

e. 人事委員会

経営会議の授権に基づき、当行の人事に関する重要事項の決定・審議を行っております。

f. ALM委員会

経営会議及び統合リスク管理委員会の授権に基づき、当行の資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行っております。

g. 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の授権に基づき、当行の情報資産の利用及び管理並びに情報セキュリティに関する重要事項並びに取締役会及び経営会議で決定した情報通信技術（ICT）に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行っております。

h. サステナビリティ委員会

経営会議の授権に基づき、サステナビリティ推進に関する方針その他のサステナビリティ推進に係る重要事項の審議を行っております。

部門制の導入について

当行は、業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高め、当行のミッションのより機動的・戦略的な遂行を図るため、2011年7月より部門制を導入しております。

具体的には、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門、日米戦略投融资部門、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しております。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役又は常務執行役員が就任します。各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っております。

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、当行が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保並びに透明性の向上を図ることを当行のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を置いています。また、社外の有識者等で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

政策金融機関として当行が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとに次のようなリスク管理を行っております。

（イ）信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクのことで、与信を中心とする当行の業務において本質的なものです。当行の与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）があります。当行が行っている日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、当行の与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴になっています。

a. 個別与信管理

当行の信用リスク管理の基本は、与信決定に当たっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信に当たっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等向け与信又は外国企業向け与信に関しては、当行は公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金（IMF）や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等の当行類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っています。

b. 行内信用格付

当行では、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

c. 資産自己査定

当行では、当行の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び内部監査対応部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、当行における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当行の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

d. 信用リスク計量化

当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ（注）等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しています。

（注）パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

（ロ）市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、当行では市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

a. 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

b. 金利リスク

将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては貸付・調達ともに金利スワップを利用して原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。一方、円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っていますが、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分ではスワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的となっています。

（ハ）金融派生商品（デリバティブ）取引等

金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

当行が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

a. 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

b. 前記のリスクに対する当行の対応

市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価及び信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

（二）流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当行は、財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

（ホ）オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスク及び情報セキュリティリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスク（有形資産リスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク）が存在します。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

a. 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

b. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

c. 情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。当行では、情報管理を含む情報セキュリティ規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。

（ヘ）災害その他危機管理

当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努めております。その上で、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行います。また、首都直下地震等の大規模地震発生時に際して、必要な継続業務の遂行等を行うために業務継続計画を策定しております。

なお、当行では、統合リスク管理規程その他リスク管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じてリスク管理に関して適切な措置を取り、各種リスクに関し、管理を行うこととしております。

内部統制基本方針について

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、役職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 本行及びその子会社(以下「本行グループ」と総称する。)の取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、本行は、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、本行の取締役及び職員に周知する。また、子会社に対しては、本行の企業理念及び行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取る。

2 本行の取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、本行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。

5 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 本行は、本行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 本行は、本行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、本行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じてリスク管理に関して適切な措置を取り、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 本行は、本行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定めるとともに、子会社に対してはその業務の規模や特性に応じて適切な措置を取り、本行グループの危機管理の態勢整備に努める。

4 本行は、危機事象が発生し本行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に本行グループとしての経営管理を行う。

2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を授権する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を授権する機関として各種委員会等を設置する。

3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(本行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第4条の2 本行は、本行グループの業務の適正を確保するため、本行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。

2 本行は、本行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、本行に対する適切な報告体制を確立する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

2 本行は、本行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき本行及び必要に応じて本行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第8条 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に本行の監査役に報告する。

2 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、本行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、本行の監査役に速やかに報告する。

3 本行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた本行グルー

プの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

情報資産の保存及び管理について

当行は、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うため、情報資産の利用及び管理に関する基本方針である「セキュリティポリシー」を定め、これに基づき情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行っております。

コンプライアンス(法令等遵守)について

当行は、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げております。

こうした行動原則に基づき、当行グループの取締役及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、当行は、内部統制基本方針の下、コンプライアンスに関する内部規程を定め、当行の取締役及び職員に周知しております。また、子会社に対しては、当行の企業理念及び行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取っております。こうした考え方にに基づき、当行は以下のとおり、法令等の遵守に関する基本方針を定めております。

(イ) 法令等の遵守に関する基本方針

- a. 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関である当行が社会的・国際的に求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、当行全体の信用の失墜を招き、当行の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。
- b. 役職員等は、当行が業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- c. 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、当行に対する公共の信頼を維持し、当行の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。
- d. 当行は、基本方針を踏まえ、当行グループのコンプライアンスのために、子会社に対し必要な措置を講ずる。

(ロ) 法令等遵守態勢

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の決定・審議等を行うとともに、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しております。

各部門及び地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室及び海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけるコンプライアンスへの取組を推進しております。

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。これに基づいて、コンプライアンスに係る課題への取り組みやモニタリングを実施し、定期的に進捗状況のフォローアップを行っております。また、役職員等がコンプライアンスを実践するための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンス意識の浸透状況や内外環境の変化を踏まえ、コンプライアンス・マニュアルの内容を毎年見直しております。加えて、役職員等を対象とするコンプライアンス研修等の実施により、役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の醸成・強化に取り組んでおります。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

顧客保護等管理方針について

当行は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、「顧客保護等管理方針」を策定・公表し、本方針に基づきお客さまの視点に立った取組に努めております。

個人情報の保護について

当行は、「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の下、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しております。

利益相反管理方針について

当行は、金融商品取引法に従い、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しております。

取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と締結しております。

役員等賠償責任保険契約の概要

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要等は以下のとおりです。

（イ）被保険者の範囲

当行の取締役、監査役、執行役員（常務執行役員及び取締役会決議によらない執行役員を含む。）、専任審議役、地域統括、首席駐在員及び管理職従業員、当行が指示又は依頼して株式会社JBIC IG Partnersの役員に就任した者並びに当行から出向先（日本の会社法上の会社であって、その株式がいかなる取引市場においても公開取引されていないもの、又は当行が出資する外国法人のうち保険契約上で特に指定された会社に限る。）に役員として出向した者（当行が指示又は依頼して職務執行者に就任した者を含む。）。

（ロ）保険契約の内容の概要

被保険者がイの地位にある者として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求（株主代表訴訟及び当行からの請求に係るものを含む。）がされ、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生ずる損害等を当該保険契約により填補することとしています。保険料は取締役会の決議を経て全額当行が負担しています。当該保険契約によって被保険者である当行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益若しくは便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補対象外としています。

取締役の定数

当行の取締役は、11名以内とする旨、定款に定めております。

取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議要件

当行法第6条の規定により、当行の取締役及び監査役の選任及び解任並びに代表取締役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

役員報酬の内容

2025年4月1日から2026年3月31日における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

（イ）取締役に対する報酬等 176百万円（うち社外取締役 20百万円）

（ロ）監査役に対する報酬等 35百万円（うち社外監査役 17百万円）

（注）1．上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額11百万円（取締役10百万円、監査役1百万円）が含ま

れております。

- 2 . 上記の報酬等の額以外に、社外監査役は、当事業年度において、子会社からの役員報酬等として、4百万円を受領しています。
- 3 . 上記の報酬等の額以外に、役員退職慰労引当金繰入額として、16百万円（取締役15百万円、監査役0百万円）を計上しております。
- 4 . 取締役及び監査役の報酬等に、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は含まれていないことから、報酬等の総額には業績連動報酬等でない金銭報酬の総額を記載しています。
- 5 . 上記の報酬等の額以外に、2026年1月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、1名の退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任監査役 1名 6百万円
（当該金額には、過年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額4百万円が含まれています。）
- 6 . 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性3名 (役員のうち女性の比率21%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 総裁	天川 和彦	1961年12月12日生	1985年4月 日本輸出入銀行入行 2015年7月 当行専任審議役(インフラ支援強化担当) 2016年6月 当行執行役員 資源ファイナンス部門長 2017年6月 当行常務執行役員 企画部門長 2018年6月 当行代表取締役専務取締役 2022年6月 当行代表取締役副総裁 2026年6月 当行代表取締役総裁(現職)	(注1)	-
代表取締役 副総裁	大矢 俊雄	1962年8月3日生	1986年4月 大蔵省入省 2019年6月 当行常務取締役 2021年7月 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 2024年9月 株式会社ディー・エヌ・エーチーフエコノミスト 2026年6月 当行代表取締役副総裁(現職)	(注1)	-
代表取締役 副総裁	橋山 重人	1967年3月31日生	1990年4月 日本輸出入銀行入行 2017年6月 当行執行役員 経営企画部長 2018年6月 当行常務執行役員 企画部門長 2021年6月 当行常務取締役 2022年6月 当行代表取締役専務取締役 2026年6月 当行代表取締役副総裁(現職)	(注1)	-
代表取締役 専務取締役	内田 誠	1969年2月4日生	1992年4月 三井信託銀行株式会社入社 2002年5月 国際協力銀行入行 2018年8月 当行執行役員 経営企画部長 2021年6月 当行常務執行役員 インフラ・環境ファイナンス部門長 2023年7月 当行常務執行役員 エクイティファイナンス部門長 2024年6月 当行常務取締役 株式会社JBIC IG Partners取締役(非常勤)(現職) 2026年6月 当行代表取締役専務取締役(現職)	(注1)	-
常務取締役	河西 修	1971年10月12日生	1994年4月 大蔵省入省 2021年7月 財務省 関税局関税課長 2022年6月 財務省 関税局総務課長 2024年1月 アフリカ開発銀行アジア代表事務所長 2026年6月 当行常務取締役(現職)	(注1)	-
常務取締役	菊池 洋	1968年9月8日生	1991年4月 日本輸出入銀行入行 2019年6月 当行執行役員 経営企画部人事室長 2021年6月 当行常務執行役員 審査・リスク管理部門長 2022年6月 当行常務執行役員 企画部門長 2024年6月 当行常務取締役(現職)	(注1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	関根 宏樹	1972年8月5日生	1995年4月 日本輸出入銀行入行 2021年7月 当行業務企画担当特命審議役兼 審議役 2023年7月 当行常務執行役員 インフラ・環境ファイナンス部門長 2026年5月 当行常務執行役員 インフラ・環境ファイナンス部門長 兼 日米戦略投融资部門長 2026年6月 当行常務取締役(現職)	(注1)	-
常務取締役	中島 裕行	1971年7月29日生	1994年4月 日本輸出入銀行入行 2021年6月 当行電力・新エネルギー第1部長 2023年7月 当行国際情勢分析担当特命審議役 2024年6月 当行米州地域統括 2026年6月 当行常務取締役(現職)	(注1)	-
取締役 会長	前田 匡史	1957年12月25日生	1982年4月 日本輸出入銀行入行 2012年5月 当行執行役員 インフラ・ファイナンス部門長 2013年12月 当行代表取締役専務取締役 インフラ・ファイナンス部門長 2015年6月 当行代表取締役専務取締役 2016年6月 当行代表取締役副総裁 2018年6月 当行代表取締役総裁 2022年6月 当行取締役会長(現職) 2022年8月 株式会社SDGインパクトジャパン 社外取締役(非常勤)(現職) 2022年9月 内閣官房参与(海外ビジネス投資支援) 2022年10月 株式会社IGPIグループ アドバイザリーボード(現職) 2023年6月 株式会社JBIC IG Partners取締役会長(非常勤)(現職)	(注1)	-
取締役	川村 嘉則 (注4)	1952年4月15日生	1975年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2011年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役社長 2017年4月 SMFLキャピタル株式会社代表取締役会長 2017年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社特別顧問 2017年6月 阪神電気鉄道株式会社取締役(現職) 2018年6月 当行取締役(現職) 2019年3月 DMG森精機株式会社監査役(現職)	(注1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	佐々木 摩美 (注4)	1961年2月17日生	1983年4月 株式会社富士銀行入行 2000年12月 モルガン・スタンレー証券株式 会社 マネージング・ディレク ター 2015年6月 大東建託株式会社 社外取締役 2018年10月 三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社 社外取締 役 2025年6月 当行取締役(現職) 2025年6月 株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社 外取締役(現職)	(注1)	-
常勤監査役	矢野 裕子	1971年3月31日生	1993年4月 日本輸出入銀行入行 2022年6月 当行執行役員 サステナビリ ティ統括部長 2026年1月 当行常勤監査役(現職) 2026年2月 独立行政法人自動車事故対策機 構監事(非常勤)(現職)	(注2)	-
監査役	土屋 光章 (注5)	1954年5月1日生	1977年4月 株式会社日本興業銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀 行常務執行役員営業担当役員 2008年6月 みずほ信託銀行株式会社代表取 締役副社長 2011年6月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役副社長 2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代表 取締役社長 2012年6月 日本原子力発電株式会社監査役 2017年6月 当行監査役(現職) 2017年6月 朝日工業株式会社取締役(監査 等委員) 2019年6月 合同製鐵株式会社取締役(現 職) 2020年6月 日本曹達株式会社取締役	(注3)	-
監査役	本村 彩 (注5)	1978年11月22日生	2002年10月 長島・大野・常松法律事務所入 所 2009年7月 金融庁総務企画局市場課 2013年10月 稲葉総合法律事務所 パート ナー(現職) 2014年3月 イオン・リートマネジメント株 式会社コンプライアンス委員会 外部委員(現職) 2019年6月 伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社社外取締役 2019年8月 平和不動産リート投資法人執行 役員(現職) 2022年6月 当行監査役(現職) 株式会社JBIC IG Partners監査 役(非常勤)(現職)	(注3)	-
計					-

(注) 1. 任期は、2026年6月19日から2027年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 任期は、2026年1月29日から2027年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 任期は、2024年6月18日から2027年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 取締役 川村 嘉則及び佐々木 摩美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5. 監査役 土屋 光章及び本村 彩は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

社外役員の状況

取締役 川村 嘉則氏は、阪神電気鉄道株式会社取締役、DMG森精機株式会社監査役を兼職しています。DMG森精機株式会社と当行の間には、通常の営業取引があります。阪神電気鉄道株式会社と当行の間には、不動産賃貸借に関する取引があります。

取締役 佐々木 摩美氏は、株式会社KOKUSAI ELECTRIC社外取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 土屋 光章氏は、合同製鐵株式会社取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 本村 彩氏は、稲葉総合法律事務所パートナー弁護士、イオン・リートマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員、平和不動産リート投資法人執行役員、株式会社JBIC IG Partners監査役（非常勤）を兼職しています。株式会社JBIC IG Partnersは当行の連結子会社です。他の兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(イ) 監査役監査の組織、人員及び手続

当行の監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名から構成されています。矢野裕子常勤監査役は、1993年に日本輸出入銀行に入行して以降、企画部門、営業部門、審査・リスク管理部門、財務部門等を幅広く経験し、2026年に現職に就任しています。土屋光章社外監査役は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者で、2017年に現職に就任しています。本村彩社外監査役は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者で、2022年に現職に就任しています。現在、監査役会議長は、矢野裕子常勤監査役が務めています。

また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

監査役は、監査計画に基づき、代表取締役との意見交換、社外取締役との意見交換、内部監査部門との意見交換、会計監査人からの監査実施状況報告等の聴取、本店・支店・海外駐在員事務所の職務執行状況についての報告聴取等を行っています。

(ロ) 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役会では、監査役監査計画、会社法に基づく監査報告書、国際協力銀行法に基づく決算報告書に関する監査役の意見、株主総会議案等の調査、会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬等の同意等について審議・決定を行ったほか、常勤監査役が月次で監査活動報告を行い、社外監査役との情報共有を図っています。当事業年度の監査役会は16回開催され、各監査役の出席状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席状況	出席率
矢野 裕子	監査役会3回の全てに出席。	100%
那須 規子	監査役会13回の全てに出席。(注1)	100%
土屋 光章	監査役会16回の全てに出席。	100%
本村 彩	監査役会16回の全てに出席。	100%

(注)1. 那須規子は2026年1月29日に退任しております。

監査役会における主な決議・報告事項は以下のとおりです。

決議18件：監査役監査計画、監査役会監査報告書、決算報告書に関する監査役の意見、会計監査人の評価、会計監査

人の再任又は不再任、会計監査人の報酬等の同意、監査役候補者について同意、株主総会議案等調査など

報告20件：常勤監査役監査活動報告(月次)、昨年度の振り返り、監査役監査報告など

(ハ) 監査役の活動状況

監査役は、以下を重点監査項目として監査を実施しました。

- 健全で効率的な経営が安定的かつ持続的に行われるための、当行グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実に向けた取組を確認する。
- 「内部統制基本方針」に基づく、内部統制システムの構築及び運用の状況を確認する。
- 会計監査人の職務執行状況や監査品質等に留意しつつ、第14期事業年度の決算が適正かつ安定的に実施されるための取組を確認する。

監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、議案・審議等につき必要な発言を行っています。当事業年度の取締役会は19回開催され、各監査役の出席状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席状況	出席率
矢野 裕子	取締役会4回の全てに出席。	100%
那須 規子	取締役会15回の全てに出席。(注1)	100%
土屋 光章	取締役会19回の全てに出席。	100%
本村 彩	取締役会19回の全てに出席。	100%

(注) 1. 那須規子は2026年1月29日に退任しております。

常勤監査役は、上記のほか、経営会議、業務決定会議、統合リスク管理委員会、スタートアップ投資委員会等の重要な会議や委員会に出席し、議案・審議等につき必要な発言を行うとともに、審議内容等を監査役会で社外監査役に報告しています。

会計監査人からは、監査計画及び監査結果について報告を受け、意見・情報交換を行うとともに、監査上の主要な検討事項である貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用等について、説明を受け質疑を行いました。

内部監査の状況等

(イ) 内部監査の組織、人員及び手続

当行は、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置し、当行及び子会社の業務全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び必要に応じてその改善のための提言を実施しております。

監査対象をリスクベースで選定した年度監査計画を事業年度毎に策定しており、年度監査計画等の内部監査に関する重要事項については、業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として、社外取締役を含む内部監査委員会による審議・決定を経て、取締役会に報告される仕組みとなっております。また、監査計画の実施結果については、半期及び年度毎に内部監査委員会にて報告が行われ、取締役会に報告される仕組みとなっております。

これとは別に、事業年度中の監査結果については、内部監査委員会の構成員である取締役及び監査役に個別に報告することで、対応が必要な事項について速やかに措置しうる態勢をとっております。

2026年5月31日現在、当行の監査部において内部監査業務に常時携わっている人員は6名となっております。

(ロ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と定期的ないし必要に応じて情報交換及び連携を実施しております。

(ハ) 内部監査の実効性を確保するための取組

監査部は、内部監査の実効性を確保するため、原則として四半期毎に開催される内部監査委員会に対して、監査結果及びそのフォローアップ状況等を報告することに加えて、内部監査委員会の構成員である取締役及び監査役等に対して、内部監査の計画策定時及び終了の都度、個別に報告・意見交換を行っております。

会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

当行設立後の2013年3月期以降

(注) なお、当行設立前の2009年3月期以降、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行勘定について、EY新日本有限責任監査法人(当時は新日本有限責任監査法人)の会計監査を受けています。
また、2007年3月期以降の旧国際協力銀行の民間会計基準準拠財務諸表の自主開示について、EY新日本有限責任監査法人(当時は新日本監査法人)の任意監査を受けています。

(ハ) 業務を執行した公認会計士

当行の当連結会計年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、高木竜二氏、奥谷績氏、栗田俊郎氏の3名です。

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他14名の計20名となっております。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査計画、監査体制、業務実績、監査報酬の水準等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任議案の内容を決定することとしております。

また、会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を監査役会において検討いたします。

(ヘ) 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の評価基準に基づき会計監査人の評価を行い、その職務遂行の状況、監査の品質等が適切であることを確認しております。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	162(注2)	8(注3)	165(注2)	6(注4)
連結子会社	5	-	5	-
計	167	8	170	6

- (注) 1. 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。
2. IFRS財務諸表に関する監査業務として、前連結会計年度は55百万円、当連結会計年度は55百万円の対価を含みます。
3. 前連結会計年度に、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、米国証券取引委員会への2024年度年次更新書類同意書発出業務等であります。
4. 当連結会計年度に、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、米国証券取引委員会への2025年度年次更新書類同意書発出業務であります。

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	12(注1)	-	2(注2)
連結子会社	-	0(注1)	-	-
計	-	13	-	2

- (注) 1. 前連結会計年度に、当行及び連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外における地方公共団体等の調査業務委託等であります。
2. 当連結会計年度に、当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外における税務顧問契約等であります。

(ハ) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、監査証明業務のうち会社法上の監査に係る会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

当行は、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海国なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。～Navigate toward and Co-create a Valuable Future～」という中長期ビジョンを掲げています。このような理念、ビジョンを国際ビジネスの現場で、ファイナンスという手段を通じて実現していくことが当行の役割です。かかる役割を發揮するためには、金融に関する“専門性”、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる“公共性”と“国際性”、そのいずれをも高い水準で備えた人材の確保が必要と考えております。このような人材の確保は、日米両国政府の合意に基づく日米戦略的投資イニシアティブや経済安全保障への機動的な対応等を当行が実施するにあたり、ますます重要なものとなっております。

従業員給与等の決定方針

上記を踏まえ、当行の従業員給与等については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮しつつ、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する方針としております。

(2)【従業員の状況】

連結会社における従業員数

(2026年3月31日現在)

	当行	連結子会社	合計
従業員数(人)	866	20	886

- (注) 1. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。
また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメント別の記載を省略しております。

当行の従業員数

(2026年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
866	37.89	9.99	8,632	3.94

- (注) 1. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。
また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、社外から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 当行の従業員組合は、株式会社国際協力銀行組合と称し、組合員数は504人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。
4. 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメント別の記載を省略しております。

当行の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

(2026年3月31日現在)

管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全ての労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
11.6	83.3	50.1	50.8	68.3

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休

- 業等の取得割合を算出したものであります（対象期間2025年4月1日から2026年3月31日まで）。
3. 労働者の男女の賃金の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております（対象期間2025年4月1日から2026年3月31日まで）。なお、同一労働の賃金に差はなく、賃金差異の主な要因は、職制別の差があることや、2000年代後半までは女性総合職の採用数が少なかったため管理職及び中堅総合職職員に占める女性の割合が低いこと等によるものであります。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(2012年財務省令第15号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(2012年財務省令第15号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,762,447	2,140,217
有価証券	¹ 318,317	¹ 364,815
貸出金	^{2, 3} 15,414,487	^{2, 3} 15,656,959
その他資産	² 1,101,662	² 1,271,050
金融派生商品	27,317	12,803
金融商品等差入担保金	896,220	1,103,270
その他の資産	178,125	154,976
有形固定資産	⁵ 34,834	⁵ 35,510
建物	8,076	7,735
土地	24,313	24,313
建設仮勘定	72	1,576
その他の有形固定資産	2,372	1,884
無形固定資産	8,949	7,075
ソフトウェア	8,949	7,075
退職給付に係る資産	418	1,174
支払承諾見返	² 1,325,383	² 1,449,642
貸倒引当金	501,749	480,477
資産の部合計	20,464,753	20,445,967
負債の部		
借入金	8,720,489	8,767,688
社債	⁴ 6,119,651	⁴ 5,271,662
その他負債	1,048,118	1,252,691
金融派生商品	836,580	1,089,093
金融商品等受入担保金	26,660	12,360
その他の負債	184,878	151,237
賞与引当金	649	782
役員賞与引当金	10	11
退職給付に係る負債	4,476	4,167
役員退職慰労引当金	51	63
支払承諾	1,325,383	1,449,642
負債の部合計	17,218,831	16,746,711
純資産の部		
資本金	2,332,800	2,702,800
利益剰余金	1,163,445	1,258,381
株主資本合計	3,496,245	3,961,181
その他有価証券評価差額金	28,329	45,254
繰延ヘッジ損益	298,579	333,195
為替換算調整勘定	524	1,905
その他の包括利益累計額合計	269,725	286,035
非支配株主持分	19,402	24,110
純資産の部合計	3,245,922	3,699,255
負債及び純資産の部合計	20,464,753	20,445,967

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
経常収益	1,028,875	882,794
資金運用収益	984,272	779,557
貸出金利息	917,774	723,549
有価証券利息配当金	10,195	8,024
預け金利息	54,253	43,180
その他の受入利息	2,048	4,801
役務取引等収益	21,150	21,836
その他業務収益	796	37,899
外国為替売買益	-	37,580
その他の業務収益	796	319
その他経常収益	22,655	43,501
償却債権取立益	12,646	7,532
その他の経常収益	¹ 10,009	¹ 35,969
経常費用	946,191	746,381
資金調達費用	867,154	654,796
借入金利息	337,833	250,175
社債利息	182,191	169,143
金利スワップ支払利息	343,513	233,203
その他の支払利息	3,615	2,274
役務取引等費用	4,522	4,616
その他業務費用	4,293	1,373
外国為替売買損	2,622	-
その他の業務費用	1,671	1,373
営業経費	29,870	30,954
その他経常費用	40,350	54,639
貸倒引当金繰入額	20,524	48,284
その他の経常費用	² 19,826	² 6,354
経常利益	82,683	136,413
特別利益	2,575	14
固定資産処分益	15	14
段階取得に係る差益	2,558	-
負ののれん発生益	1	-
税金等調整前当期純利益	85,259	136,427
法人税、住民税及び事業税	217	123
法人税等合計	217	123
当期純利益	85,042	136,304
非支配株主に帰属する当期純損失()	1,264	673
親会社株主に帰属する当期純利益	86,306	136,977

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
当期純利益	85,042	136,304
その他の包括利益	1 66,394	1 13,685
その他有価証券評価差額金	12,897	16,926
繰延ヘッジ損益	84,327	34,615
為替換算調整勘定	1,000	5,381
持分法適用会社に対する持分相当額	6,035	1,378
包括利益	151,436	122,618
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	152,221	120,667
非支配株主に係る包括利益	784	1,950

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,211,800	-	1,108,607	3,320,407
当期変動額				
新株の発行	121,000			121,000
国庫納付			31,467	31,467
親会社株主に帰属する 当期純利益			86,306	86,306
連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動				-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1		1
利益剰余金から資本剰 余金への振替		1	1	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	121,000	-	54,838	175,838
当期末残高	2,332,800	-	1,163,445	3,496,245

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	41,226	382,907	6,040	335,640	258	2,985,025
当期変動額						
新株の発行						121,000
国庫納付						31,467
親会社株主に帰属する 当期純利益						86,306
連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動			1,912	1,912	18,442	16,530
非支配株主との取引に 係る親会社の持分 変動			2	2	59	56
利益剰余金から資本 剰余金への振替						-
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	12,897	84,327	3,600	67,830	641	68,471
当期変動額合計	12,897	84,327	5,515	65,914	19,144	260,897
当期末残高	28,329	298,579	524	269,725	19,402	3,245,922

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,332,800	1,163,445	3,496,245
当期変動額			
新株の発行	370,000		370,000
国庫納付		42,041	42,041
親会社株主に帰属する 当期純利益		136,977	136,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	370,000	94,935	464,935
当期末残高	2,702,800	1,258,381	3,961,181

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	28,329	298,579	524	269,725	19,402	3,245,922
当期変動額						
新株の発行						370,000
国庫納付						42,041
親会社株主に帰属する 当期純利益						136,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16,925	34,615	1,380	16,309	4,707	11,601
当期変動額合計	16,925	34,615	1,380	16,309	4,707	453,333
当期末残高	45,254	333,195	1,905	286,035	24,110	3,699,255

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	85,259	136,427
減価償却費	4,359	4,572
負ののれん発生益	1	-
段階取得に係る差損益 (は益)	2,558	-
持分法による投資損益 (は益)	16	8,562
貸倒引当金の増減 ()	34,663	21,271
賞与引当金の増減額 (は減少)	11	133
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	0	0
退職給付に係る資産の増減額 (は増加)	418	756
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	154	308
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	0	11
資金運用収益	984,272	779,557
資金調達費用	867,154	654,796
有価証券関係損益 ()	8,707	22,985
為替差損益 (は益)	8,573	3,348
固定資産処分損益 (は益)	15	14
金融派生商品 (資産) の純増 () 減	10,790	14,513
金融派生商品 (負債) の純増減 ()	196,320	252,513
貸出金の純増 () 減	1,008,988	242,471
借入金の純増減 ()	473,499	47,199
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 () 減	219,565	325,475
金融商品等差入担保金の純増 () 減	137,600	207,050
金融商品等受入担保金の純増減 ()	10,690	14,300
普通社債発行及び償還による増減 ()	520,488	850,847
資金運用による収入	1,033,428	805,214
資金調達による支出	898,884	676,261
その他	61,438	46,883
小計	132,406	633,760
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	119	278
営業活動によるキャッシュ・フロー	132,526	634,039
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	28,682	26,521
有価証券の売却による収入	51,069	35,963
有形固定資産の取得による支出	3,240	1,980
有形固定資産の売却による収入	19	14
無形固定資産の取得による支出	644	1,401
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 146	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,374	6,074

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	121,000	370,000
国庫納付による支出額	31,467	42,041
非支配株主からの払込みによる収入	1,432	2,844
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	64	-
その他	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,027	330,800
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,124	297,164
現金及び現金同等物の期首残高	946,624	923,500
現金及び現金同等物の期末残高	1 923,500	1 626,336

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

主要な会社名

株式会社JBIC IG Partners
Russia-Japan Investment Fund, L.P.
JB Nordic Fund I SCSp
NordicNinja Fund SCSp

(2) 非連結子会社

会社名

Japan Invest 1 LLC
Japan Invest 2 LLC
Japan Invest 3 LLC

(連結の範囲から除いた理由)

当行は、議決権の全てを保有するJapan Invest 1 LLC、Japan Invest 2 LLC、Japan Invest 3 LLC(以下総称して「日本投資法人」という。)を子会社としておりますが、日本投資法人については、連結の範囲から除外しております。

日本投資法人は、2025年9月4日に日米両政府が合意した「日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書」(以下「覚書」という。)に基づき実施される対米投資に関する業務を遂行するために当行が全額出資して設立した特別目的会社であり、当行の一般的な業務とは性格を異にする極めて稀な個別性の高い業務を行っております。

日本投資法人は当行の子会社に該当するものの、当該業務の実質は、覚書に基づき、米国大統領が選定した対米投資に必要な資金を米国側へ送金するための国家的な枠組みであります。

当該対米投資により日本投資法人の投資先が獲得したキャッシュ・フローは、覚書に基づき、日本投資法人が提供した資金の元利返済相当分(保証料含む)を確保するまでは米国50%・日本50%で分配されますが、その後は米国側の様々な貢献に鑑み、米国90%・日本10%で分配されます。

また、当行の資金調達には、財政融資資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な手段で実施しておりますが、当該業務では米国政府からの日本政府に対する通知に基づき日本投資法人が当行及び民間金融機関から資金を借り入れ、個別の投資先への資金供与を実施するものです。

このように、当該業務の重要な意思決定は、事実上覚書による制約を受けており、当行の一般的な業務とは異なる事業特性・リスク構造を有していることから、日本投資法人を連結の範囲に含めた場合、当行グループの事業規模、財政状態及び経営成績並びに当行が負っているリスクの実態を適切に表示しないと判断しております。

このため、日本投資法人は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第14項(2)に定める「連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業」に該当するものと判断し、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称等

会社名

RJIF GP2 Limited

(子会社としなかった理由)

RJIF GP2 Limitedは、当行が当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partnersを通じて議決権の過半数を所有しておりますが、重要な財務及び営業の方針の決定について、合併先企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.

(持分法適用の範囲の変更)

IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.は、清算終了したことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

Japan Invest 1 LLC

Japan Invest 2 LLC

Japan Invest 3 LLC

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Credit Guarantee and Investment Facility

RJIF GP2 Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 6社

3月末日 1社

9月末日 1社

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）は、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されています。当行の連結財務諸表上、当該有価証券は売買目的有価証券に分類し、時価法により評価しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によりしております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を連結貸借対照表に計上しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～75年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末は、74,593百万円となっています（前連結会計年度末は、その金額はありません。）。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日（以下「業種別委員会実務指針第25号」という。））に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	501,749百万円	480,477百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、連結財務諸表「注記事項(金融商品関係)1. 金融商品の状況に関する事項(2) 金融商品の内容及びそのリスク イ 信用リスク」の記載をご参照ください。

主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローであります。

上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢並びに米国を起点とした諸外国の通商政策の変化が与信先の事業や債務履行に与える影響を精査し、必要に応じて与信先の債務者区分の見直しを行うことにより、当該影響を貸倒引当金に反映しております。今後、ロシアへの経済制裁の拡大及び紛争の激化等の国際情勢並びに諸外国の通商政策の更なる変化等によって与信先の債務者区分に直接・間接的に影響が生じる可能性があります。

上記事象の今後の見通しには不確実性があるため、翌連結会計年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「リースに関する会計基準」及び「リースに関する会計基準の適用指針」が開発され、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)

(1) 概要

上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として、「金融商品会計に関する実務指針」が改訂され、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる等の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該実務指針の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式等又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
株式等	18,408百万円	16,722百万円
出資金	42,137百万円	44,400百万円

2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	355百万円
危険債権額	334,189百万円	353,259百万円
3月以上延滞債権額	123,001百万円	148,555百万円
貸出条件緩和債権額	68,314百万円	33,361百万円
合計額	525,505百万円	535,532百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。連結貸借対照表に計上している貸出金には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸付未実行残高	2,556,199百万円	2,954,387百万円

4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供してあります。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
社債	6,119,651百万円	5,271,662百万円

5. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
減価償却累計額	4,805百万円	6,022百万円

6. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、

以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
連帯債務	60,000百万円	60,000百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
株式等売却益	4,812百万円	10,412百万円
組合出資に係る持分損益	4,943百万円	16,791百万円
持分法による投資損益	16百万円	8,562百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
株式等売却損	4,358百万円	2,687百万円
株式等償却	14,098百万円	1,530百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,394	21,160
組替調整額	7,503	4,232
法人税等及び税効果調整前	12,897	16,927
法人税等及び税効果額	-	1
その他有価証券評価差額金	12,897	16,926
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	256,336	267,484
組替調整額	340,663	232,868
法人税等及び税効果調整前	84,327	34,615
法人税等及び税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	84,327	34,615
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,000	5,381
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	1,000	5,381
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,000	5,381
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1,248	82
組替調整額	7,284	1,295
法人税等及び税効果調整前	6,035	1,378
法人税等及び税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	6,035	1,378
その他の包括利益合計	66,394	13,685

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,061,800,000	121,000,000	-	2,182,800,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	2,061,800,000	121,000,000	-	2,182,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 121,000,000千株

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,182,800,000	370,000,000	-	2,552,800,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	2,182,800,000	370,000,000	-	2,552,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 370,000,000千株

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金預け金勘定	2,762,447百万円	2,140,217百万円
定期性預け金等	1,838,947百万円	1,513,881百万円
現金及び現金同等物	923,500百万円	626,336百万円

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに持分法非適用の関連会社でありましたJB Nordic General Partner S.à r.l.(以下「JB Nordic GP」という。)他1社を連結子会社としました。加えて、JB Nordic GPが全業務執行権限を有する持分法適用の関連会社でありましたJB NordicFund I SCSpが連結子会社となりました。

また、株式の取得により新たに持分法非適用の関連会社でありましたNordicNinja Fund General Partner S.à r.l.(以下「NordicNinja Fund GP」という。)他1社を連結子会社としました。加えて、NordicNinja Fund GPが全業務執行権限を有する持分法非適用の関連会社でありましたNordicNinja Fund SCSpが連結子会社となりました。

これらを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

資産合計	31,005百万円
うち有価証券	27,619百万円
負債合計	13百万円
うちその他負債	13百万円
非支配株主持分	18,442百万円
負ののれん発生益	1百万円
株式の取得価額	12,547百万円
支配獲得時までの取得価額	11,221百万円
支配獲得時までの持分法評価額	1,379百万円
段階取得に係る差益	2,558百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	-百万円
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	146百万円

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

また、一部の在外連結子会社では、投資等を主要な業務として行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であります。また、一部の在外連結子会社では、価格変動を伴う有価証券を保有しております。

当行が保有する金融資産及び金融負債について、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

八 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感

応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

() 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

() 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

() 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当連結会計年度の市場リスク量 (VaR) の状況は、以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当連結会計年度末)

2,193億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年)

c 市場リスク量 (VaR) によるリスク管理

VaRとは、過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

八 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当

該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金（一部の在外連結子会社が保有するものを除く。）は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、金融商品等差入担保金及び金融商品等受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
売買目的有価証券	33,821	33,821	-
その他有価証券（*1）	68,744	68,744	-
(2) 貸出金	15,414,487		
貸倒引当金（*2）	470,731		
	14,943,755	15,054,900	111,145
資産計	15,046,322	15,157,467	111,145
(1) 借入金	8,720,489	8,608,368	112,121
(2) 社債	6,119,651	5,953,944	165,706
負債計	14,840,140	14,562,312	277,828
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(809,263)	(809,263)	-
デリバティブ取引計	(809,263)	(809,263)	-

- （*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- （*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。
- （*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
売買目的有価証券	41,782	41,782	-
その他有価証券(*1)	89,364	89,364	-
(2) 貸出金	15,656,959		
貸倒引当金(*2)	456,811		
	15,200,148	15,238,062	37,914
資産計	15,331,295	15,369,210	37,914
(1) 借入金	8,767,688	8,588,713	178,975
(2) 社債	5,271,662	5,153,171	118,491
負債計	14,039,351	13,741,884	297,467
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,076,290)	(1,076,290)	-
デリバティブ取引計	(1,076,290)	(1,076,290)	-

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金(一部の在外連結子会社が保有するものを除く。)の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式等(非連結子会社・関連会社)(*1)(*2)	17,908	16,063
非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)(*1)(*3)	60,320	60,255
組合出資金(非連結子会社・関連会社)(*4)	42,137	44,400
組合出資金(非連結子会社・関連会社以外)(*4)	95,384	112,948
合 計	215,751	233,667

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針 第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社)について減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社)について1,238百万円減損処理を行っております。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について14,098百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について291百万円減損処理を行っております。

(*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券 その他有価証券	-	3,700	32,700	7,100	9,400	9,300
貸出金(*1)	2,420,073	3,718,363	3,428,218	2,148,832	1,774,355	1,590,455
合 計	2,420,073	3,722,063	3,460,918	2,155,932	1,783,755	1,599,755

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1334,189百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券 その他有価証券	200	38,300	6,800	10,300	4,300	9,300
貸出金(*1)	2,158,322	3,600,617	3,544,591	2,469,651	1,910,632	1,619,528
合 計	2,158,522	3,638,917	3,551,391	2,479,951	1,914,932	1,628,828

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1353,615百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	180,026	4,749,720	2,291,442	523,600	795,200	180,500
社債	1,589,960	2,311,291	1,174,417	903,400	149,520	-
合計	1,769,986	7,061,011	3,465,859	1,427,000	944,720	180,500

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	387,384	3,806,264	3,206,440	920,400	266,700	180,500
社債	1,299,821	2,191,910	988,495	479,640	319,760	-
合計	1,687,205	5,998,174	4,194,935	1,400,040	586,460	180,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	-	-	33,821	33,821
其他有価証券(*1)				
円建外債	-	59,469	-	59,469
資産計	-	59,469	33,821	93,291
デリバティブ取引(*2)				
金利関連	-	(200,752)	-	(200,752)
通貨関連	-	(608,510)	-	(608,510)
デリバティブ取引計	-	(809,263)	-	(809,263)

(*1) 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,275百万円であります。

(*2) 其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入・売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
2,404	-	1,341	8,213	-	-	9,275	-

(*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	9,275

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	-	-	41,782	41,782
其他有価証券(*1)				
円建外債	-	64,790	-	64,790
資産計	-	64,790	41,782	106,573
デリバティブ取引(*2)				
金利関連	-	(141,272)	-	(141,272)
通貨関連	-	(935,018)	-	(935,018)
デリバティブ取引計	-	(1,076,290)	-	(1,076,290)

(*1) 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は24,573百万円であります。

(*2) 其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入・売却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する投資信託の 評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*1)					
9,275	-	10,550	4,747	-	-	24,573	-

(*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	24,573

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

(単位 : 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	-	-	15,054,900	15,054,900
資産計	-	-	15,054,900	15,054,900
借入金	-	8,608,368	-	8,608,368
社債	-	5,953,944	-	5,953,944
負債計	-	14,562,312	-	14,562,312

当連結会計年度 (2026年 3 月31日)

(単位 : 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸出金	-	-	15,238,062	15,238,062
資産計	-	-	15,238,062	15,238,062
借入金	-	8,588,713	-	8,588,713
社債	-	5,153,171	-	5,153,171
負債計	-	13,741,884	-	13,741,884

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、公表された相場価格は存在しないが公社債売買参考統計値が入手できる場合にはレベル2の時価に分類しております。主に円建外債がこれに含まれます。なお、円建外債の一部については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価もレベル2の時価に分類しております。

公表された相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率である加重平均資本コスト等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に株式等がこれに含まれます。なお、株式等の一部については過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を算定しており、当該時価もレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債のうち、財投機関債については公社債売買参考統計値の価格を時価としており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、政府保証外債については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区 分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	現在価値技法	割引率	4.3%-20.0%	12.5%

当連結会計年度(2026年3月31日)

区 分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
売買目的有価証券				
株式等	現在価値技法	割引率	4.3%-14.1%	10.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額 (*3)	レベル3 の時価へ の振替 (*4)	レベル3 の時価か らの振替 (*5)	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に計 上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
売買目的有価証券								
株式等	6,251	4,396	1,951	30,015	-	-	33,821	2,970

- (*1) 連結損益計算書の「その他の経常費用」に含まれております。
- (*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「為替換算調整勘定」に含まれております。
- (*3) 当連結会計年度から連結の範囲に含めているJB Nordic Fund I SCSp及びNordicNinja Fund SCSpが保有する株式等による変動額を含めて記載しております。
- (*4) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度は発生しておりません。
- (*5) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度は発生しておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に計 上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
売買目的有価証券								
株式等	33,821	1,520	4,796	1,644	-	-	41,782	1,259

- (*1) 連結損益計算書の「その他の経常収益」及び「その他の経常費用」に含まれております。
- (*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「為替換算調整勘定」に含まれております。
- (*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度は発生しておりません。
- (*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度は発生しておりません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価については、独立した部門等において、時価の算定に用いられた評価技法の適切性及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経営者に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株式等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは割引率であり、割引率は主に加重平均資本コストを採用しております。一般的に、割引率の著しい増加(減少)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式等」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	4,365	1,520

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	95,404	99,442	4,037
	小計	95,404	99,442	4,037
合計	95,404	99,442	4,037	

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	24,573	15,330	9,243
	小計	24,573	15,330	9,243
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	357,150	361,560	4,409
	小計	357,150	361,560	4,409
合計		381,724	376,890	4,834

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	16,762	4,818	-
合計	16,762	4,818	-

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	12,638	6,204	-
合計	12,638	6,204	-

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年 3 月31日)

該当事項はありません。

2 . 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年 3 月31日)

該当事項はありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年 3 月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	28,329
その他有価証券(*)	28,329
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,329
(-)非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	28,329

(*)外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	45,256
その他有価証券(*)	45,256
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	1
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	45,255
(-)非支配株主持分相当額	1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	45,254

(*)外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 社債			
	受取固定・支払変動		5,885,468	4,295,508	215,360
	受取変動・支払固定		486,483	477,086	14,607
合計		-	-	-	200,752

当連結会計年度(2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 社債			
	受取固定・支払変動		5,004,512	3,704,690	152,560
	受取変動・支払固定		474,924	464,977	11,288
合計		-	-	-	141,272

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金	5,126,226	4,740,454	608,531
	為替予約	貸出金等			
	売建 買建		8,793 -	- -	21 -
合計		-	-	-	608,510

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金	5,774,665	4,867,679	935,020
	為替予約	貸出金等			
	売建 買建		1,608 -	- -	2 -
合計		-	-	-	935,018

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2014年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（2014年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、2014年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,976	9,304
勤務費用	420	398
利息費用	99	160
数理計算上の差異の発生額	479	279
退職給付の支払額	712	969
退職給付債務の期末残高	9,304	8,614

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	5,345	5,246
期待運用収益	106	104
数理計算上の差異の発生額	126	344
事業主からの拠出額	144	150
退職給付の支払額	223	224
年金資産の期末残高	5,246	5,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,828	4,446
年金資産	5,246	5,621
	418	1,174
非積立型制度の退職給付債務	4,476	4,167
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,057	2,992

退職給付に係る負債	4,476	4,167
退職給付に係る資産	418	1,174
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,057	2,992

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	420	398
利息費用	99	160
期待運用収益	106	104
数理計算上の差異の費用処理額	353	623
確定給付制度に係る退職給付費用	60	169

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
債券	61%	56%
株式	28%	28%
生命保険会社一般勘定	11%	10%
現金及び預金	0%	0%
その他	0%	6%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.72%	2.46%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	4.04%	3.04%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度30百万円、当連結会計年度31百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未収収益の非計上	165百万円	217百万円
貸倒損失否認	2百万円	2百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円	-百万円
その他	9百万円	0百万円
繰延税金資産小計	176百万円	220百万円
評価性引当額	167百万円	219百万円
繰延税金資産合計	9百万円	0百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-百万円	1百万円
繰延税金負債合計	-百万円	1百万円
繰延税金資産(負債)の純額	9百万円	0百万円

なお、連結貸借対照表上、繰延税金資産は「その他資産」に、繰延税金負債は「その他負債」に、連結損益計算書上、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当行は、法人税法(1965年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がなく、連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異は無いことから、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
経常収益	1,028,875	882,794
うち役務取引等収益	21,150	21,836
融資等業務	20,485	21,434
出資等業務	664	402

(注) 1. 上表の収益は、「一般業務」及び「特別業務」から発生しております。

2. 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、連結財務諸表提出会社の特別業務以外の業務を行っております。また、一般業務における出資に係る連結子会社の業務を含めております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,025,022	3,958	1,028,981	106	1,028,875
(2) セグメント間の 内部経常収益	67	-	67	67	-
計	1,025,090	3,958	1,029,049	174	1,028,875
セグメント利益	86,685	379	86,306	-	86,306
セグメント資産	20,129,425	335,366	20,464,792	38	20,464,753
セグメント負債	17,212,144	6,725	17,218,869	38	17,218,831
その他の項目					
減価償却費	4,359	-	4,359	-	4,359
資金運用収益	983,148	1,124	984,272	-	984,272
資金調達費用	866,537	616	867,154	-	867,154
持分法投資利益	16	-	16	-	16
株式等償却	11,911	2,186	14,098	-	14,098
特別利益	2,575	-	2,575	-	2,575
(固定資産処分益)	15	-	15	-	15
(段階取得に係る差益)	2,558	-	2,558	-	2,558
(負ののれん発生益)	1	-	1	-	1
税金費用	217	-	217	-	217
持分法適用会社への 投資額	2,073	-	2,073	-	2,073
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,889	-	3,889	-	3,889
貸倒引当金戻入益	-	106	106	106	-
貸倒引当金繰入額	20,631	-	20,631	106	20,524

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 106百万円は、勘定科目の組替による調整であります。
- (2) その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	881,260	1,555	882,815	20	882,794
(2) セグメント間の 内部経常収益	76	-	76	76	-
計	881,336	1,555	882,891	96	882,794
セグメント利益	136,680	297	136,977	-	136,977
セグメント資産	20,116,593	329,418	20,446,011	44	20,445,967
セグメント負債	16,746,472	282	16,746,755	44	16,746,711
その他の項目					
減価償却費	4,572	-	4,572	-	4,572
資金運用収益	778,066	1,490	779,557	-	779,557
資金調達費用	654,459	337	654,796	-	654,796
持分法投資利益	8,562	-	8,562	-	8,562
株式等償却	1,238	291	1,530	-	1,530
特別利益	14	-	14	-	14
（固定資産処分益）	14	-	14	-	14
税金費用	123	-	123	-	123
持分法適用会社への 投資額	10	-	10	-	10
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,373	-	3,373	-	3,373
貸倒引当金戻入益	-	20	20	20	-
貸倒引当金繰入額	48,305	-	48,305	20	48,284

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2．調整額は、次のとおりであります。

（1）外部顧客に対する経常収益の調整額 20百万円は、勘定科目の組替による調整であります。

（2）その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	米国	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米 （除米国）	合計
326,502	104,092	265,244	234,565	98,470	1,028,875

- （注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2．経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	米国	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米 （除米国）	合計
244,220	89,702	240,591	208,988	99,291	882,794

- （注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2．経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

負ののれん発生益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万 円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)		
主要 株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区		政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	121,000	借入金	8,720,489		
							資金の受 入 (注2)	2,068,082				
							借入金の 返済	2,484,485				
							借入金利息 の支払 (注2)	337,833			未払費用	68,017
							社債への 被保証 (注3)	6,089,651				

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資 金(百万 円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
主要 株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区		政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	370,000		
							資金の受 入(注2)	1,229,990	借入金	8,767,688
							借入金 の返 済	1,526,678		
							借入金 利息 の支 払 (注2)	250,175	未払費用	46,770
							社債への 被保証 (注3)	5,261,662		

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金(百 万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政法人 国際協力 機構	東京都 千代田区	8,486,599	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	20,000 (注1、3)		
	株式会社日 本政策金融 公庫	東京都 千代田区	11,768,625	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	60,000 (注2、3)		

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(2002年法律第136号)附則第4条第1項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供してあります。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金(百 万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	株式会社日 本政策金融 公庫	東京都 千代田区	11,780,945	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	60,000 (注1、2)		

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供してあります。
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.及びIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	5,064百万円
負債合計	69百万円
純資産合計	4,994百万円
投資収益	609百万円
税引前当期純利益金額	184百万円
当期純利益金額	184百万円

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。前連結会計年度において、重要な関連会社でありましたIFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.は、清算結了したことにより、当連結会計年度から重要な関連会社から除いております。

資産合計	11,197百万円
負債合計	82百万円
純資産合計	11,114百万円
投資収益	133百万円
税引前当期純利益金額	6,262百万円
当期純利益金額	6,262百万円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1円47銭	1円43銭
1株当たり当期純利益	0円04銭	0円06銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	86,306	136,977
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	86,306	136,977
普通株式の期中平均株式数	千株	2,063,789,041	2,188,882,191

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	3,245,922	3,699,255
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	19,402	24,110
(うち非支配株主持分)	百万円	19,402	24,110
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	3,226,520	3,675,145
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,182,800,000	2,552,800,000

(重要な後発事象)

認定特定海外事業促進業務の新規開始

2026年6月10日に、第221回特別国会において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。これにより、経済安全保障上重要な海外事業を劣後出資等によって支援する「認定特定海外事業促進業務」が追加され、一般業務勘定及び特別業務勘定と区分して経理することになります。なお、上記認定特定海外事業促進業務の追加についての施行日は、政令で定める日とされております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	株式会社国際協力銀行第12、13、15、17、19、25、29、32、35、37、41、44、46、47、49～68次政府保証外債	2015年 5月28日 ～ 2026年 1月23日	6,089,651 (37,248,985千 米ドル) (599,298千 ポンド) (2,492,761千 ユーロ)	5,261,662 [1,299,582] (29,257,280千 米ドル) [7,798,517千 米ドル] (599,463千 ポンド) [249,991千 ポンド] (2,494,432千 ユーロ)	0.375～ 4.875	一般 担保	2025年 4月14日 ～ 2036年 1月23日	
	国際協力銀行第23回債券	2006年 3月14日	20,000	-	2.090	一般 担保	2025年 12月19日	1
	株式会社国際協力銀行第4回社債	2024年 5月28日	10,000	10,000	0.639	一般 担保	2029年 3月19日	
合計	-	-	6,119,651	5,271,662	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券(前記 1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	1,299,821	1,182,660	1,009,250	417,150	571,345

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	8,720,489	8,767,688	2.77	
借入金	8,720,489	8,767,688	2.77	2026年4月～ 2042年2月
1年以内に返済予定のリース債務	2	2	-	
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	4	2	-	2028年6月
その他有利子負債	26,660	12,360	0.73	
金融商品等受入担保金	26,660	12,360	0.73	

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	387,384	3,333,973	472,291	2,017,466	1,188,974
リース債務(百万円)	2	2	0	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,760,052	2,134,611
現金	0	-
預け金	2,760,052	2,134,611
有価証券	1 301,469	1 343,732
株式	255	574
その他の証券	301,214	343,158
貸出金	2, 3 15,414,487	2, 3 15,656,959
証書貸付	15,414,487	15,656,959
その他資産	2 1,097,763	2 1,268,192
前払費用	1,120	1,608
未収収益	172,361	149,719
金融派生商品	27,317	12,803
金融商品等差入担保金	896,220	1,103,270
その他の資産	743	790
有形固定資産	34,828	35,505
建物	8,076	7,735
土地	24,313	24,313
建設仮勘定	72	1,576
その他の有形固定資産	2,366	1,880
無形固定資産	8,949	7,075
ソフトウェア	8,949	7,075
前払年金費用	418	1,174
支払承諾見返	2 1,325,383	2 1,449,642
貸倒引当金	501,749	480,477
資産の部合計	20,441,603	20,416,417
負債の部		
借入金	8,720,489	8,767,688
借入金	8,720,489	8,767,688
社債	4 6,119,651	4 5,271,662
その他負債	1,046,294	1,250,467
未払費用	122,243	97,950
前受収益	5,805	7,836
金融派生商品	836,580	1,089,093
金融商品等受入担保金	26,660	12,360
リース債務	7	4
その他の負債	54,997	43,221
賞与引当金	649	782
役員賞与引当金	10	11
退職給付引当金	4,476	4,167
役員退職慰労引当金	51	63
支払承諾	1,325,383	1,449,642
負債の部合計	17,217,006	16,744,487

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
資本金	2,332,800	2,702,800
利益剰余金	1,162,047	1,257,072
利益準備金	1,078,342	1,120,005
その他利益剰余金	83,704	137,067
繰越利益剰余金	83,704	137,067
株主資本合計	3,494,847	3,959,872
その他有価証券評価差額金	28,329	45,253
繰延ヘッジ損益	298,579	333,195
評価・換算差額等合計	270,250	287,942
純資産の部合計	3,224,596	3,671,930
負債及び純資産の部合計	20,441,603	20,416,417

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
経常収益	1,023,236	876,751
資金運用収益	983,042	778,482
貸出金利息	917,774	723,549
有価証券利息配当金	1 8,971	1 7,012
預け金利息	54,252	43,136
その他の受入利息	2,044	4,784
役務取引等収益	20,485	21,434
その他の役務収益	20,485	21,434
その他業務収益	796	37,827
外国為替売買益	-	37,508
金融派生商品収益	789	318
その他の業務収益	6	0
その他経常収益	18,911	39,006
償却債権取立益	12,646	7,532
株式等売却益	4,818	6,204
組合出資に係る持分損益	1 1,234	1 25,066
その他の経常収益	1 211	1 203
経常費用	939,547	739,697
資金調達費用	867,154	654,796
借入金利息	337,833	250,175
社債利息	182,191	169,143
金利スワップ支払利息	343,513	233,203
その他の支払利息	3,615	2,274
役務取引等費用	3,461	3,345
その他の役務費用	3,461	3,345
その他業務費用	4,109	1,372
外国為替売買損	2,437	-
社債発行費償却	884	595
その他の業務費用	786	777
営業経費	29,326	30,362
その他経常費用	35,496	49,819
貸倒引当金繰入額	20,524	48,284
株式等償却	14,098	1,530
その他の経常費用	873	4
経常利益	83,688	137,053
特別利益	15	14
固定資産処分益	15	14
当期純利益	83,704	137,067

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,211,800	1,046,875	62,934	1,109,809	3,321,609
当期変動額					
新株の発行	121,000				121,000
準備金繰入		31,467	31,467	-	-
国庫納付			31,467	31,467	31,467
当期純利益			83,704	83,704	83,704
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	121,000	31,467	20,769	52,237	173,237
当期末残高	2,332,800	1,078,342	83,704	1,162,047	3,494,847

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41,226	382,907	341,680	2,979,929
当期変動額				
新株の発行				121,000
準備金繰入				-
国庫納付				31,467
当期純利益				83,704
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	12,897	84,327	71,430	71,430
当期変動額合計	12,897	84,327	71,430	244,667
当期末残高	28,329	298,579	270,250	3,224,596

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,332,800	1,078,342	83,704	1,162,047	3,494,847	
当期変動額						
新株の発行	370,000				370,000	
準備金繰入		42,041	42,041	-	-	
準備金取崩		379	379	-	-	
国庫納付			42,041	42,041	42,041	
当期純利益			137,067	137,067	137,067	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	370,000	41,662	53,363	95,025	465,025	
当期末残高	2,702,800	1,120,005	137,067	1,257,072	3,959,872	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	28,329	298,579	270,250	3,224,596
当期変動額				
新株の発行				370,000
準備金繰入				-
準備金取崩				-
国庫納付				42,041
当期純利益				137,067
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	16,923	34,615	17,692	17,692
当期変動額合計	16,923	34,615	17,692	447,333
当期末残高	45,253	333,195	287,942	3,671,930

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額

は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度末は、74,593百万円となっております（前事業年度末は、その金額はありません。）。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	501,749百万円	480,477百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等又は出資金の総額

一般業務勘定

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式等	10,896百万円	9,046百万円
出資金	58,867百万円	64,869百万円

特別業務勘定

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式	7,258百万円	7,258百万円
出資金	-	-

2. 株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	355百万円
危険債権額	334,189百万円	353,259百万円
3月以上延滞債権額	123,001百万円	148,555百万円
貸出条件緩和債権額	68,314百万円	33,361百万円
合計額	525,505百万円	535,532百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸付未実行残高	2,556,199百万円	2,954,387百万円

4. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
社債	6,119,651百万円	5,271,662百万円

5. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
連帯債務	60,000百万円	60,000百万円

6. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
有価証券利息配当金	314百万円	426百万円
受取賃貸料等	11百万円	10百万円
組合出資に係る持分損益	-	11,970百万円

関係会社との取引による費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
組合出資に係る持分損益	1,457百万円	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式等

前事業年度(2025年3月31日)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式及び組合出資金	17,595	19,955
関連会社株式等及び組合出資金	59,427	61,218
合計	77,022	81,174

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(1965年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	10,791	162	7	10,946	3,210	502	7,735
土地	24,313	-	-	24,313	-	-	24,313
建設仮勘定	72	1,955	451	1,576	-	-	1,576
その他の有 形固定資産	4,449	304	71	4,682	2,801	791	1,880
有形固定資産計	39,626	2,423	531	41,518	6,012	1,294	35,505
無形固定資産							
ソフトウェア	17,814	1,599	245	19,168	12,092	3,276	7,075
無形固定資産計	17,814	1,599	245	19,168	12,092	3,276	7,075

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	501,749	248,397	69,556	200,112	480,477
一般貸倒引当金	172,442	141,345	-	172,442	141,345
個別貸倒引当金	302,620	89,192	69,556	983	321,272
特定海外債権引当勘定	26,686	17,858	-	26,686	17,858
賞与引当金	649	782	649	-	782
役員賞与引当金	10	11	10	-	11
役員退職慰労引当金	51	16	4	-	63
計	502,460	249,207	70,221	200,112	481,335

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・・・・・・・・回収等による取崩額
- 特定海外債権引当勘定・・・・・・・・洗替による取崩額

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当行の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	提出先	事業年度
2025年6月20日	関東財務局長	第13期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(2) 半期報告書

提出日	提出先	事業年度
2025年12月16日	関東財務局長	第14期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(3) 臨時報告書及びその添付書類

提出日	提出先	
2026年3月2日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書

(4) 訂正発行登録書(社債)

提出日	提出先
2026年3月2日	関東財務局長

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月16日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、会社が行っている対外経済取引の支援等のための金融は、その性格上、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が比較的大きいという特徴がある。</p> <p>したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等の大幅な悪化により、会社の不良債権や与信関係費用が増加する可能性がある。</p> <p>このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は480,477百万円であり、連結財務諸表の【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（4）貸倒引当金の計上基準に貸倒引当金の計上方法が記載されている。</p> <p>貸倒引当金は、会社があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されるが、連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載の通り、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれる。</p> <p>債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローは、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢並びに米国を起点とした諸外国の通商政策の変化を含め、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、経営者の判断に依拠する程度が高く、見積りの不確実性が高くなる。</p> <p>したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者区分の判定及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び自己査定対象の網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢並びに米国を起点とした諸外国の通商政策の変化等の外部情報から推定される信用リスク増加の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、ロシア・ウクライナ及び中東をめぐる国際情勢並びに米国を起点とした諸外国の通商政策の変化が債務者の業績見通しに及ぼす影響の評価や、資源価格の推移等の利用可能な外部情報との比較を実施し、必要に応じて、融資を所管するファイナンス部門及び審査・リスク管理部門との面談を実施した。さらに、ソヴリン債権については、外部格付との比較を実施した。 キャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローや経営者が採用した各種インプットに対する評価を行うとともに、モデルの評価及び再計算を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年6月16日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用
--

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上